長岡宮内裏跡出土甲冑小札から広がる世界ー「内兵庫」と挂

下向井 龍彦

はじめに

札二七枚分三〇点が出土したというニュースを、「皇位象徴の甲冑小札 だいた報道提供資料「長岡宮の内裏跡で鉄甲を発見⑴」の内容は、 明快な返事ができなかった。 者の梅本康広氏から電話で意見を求められたものの、 道した。報道機関への発表の数日前に、三重大学の山中章氏と調査担当 長岡宮内裏跡で発見」という、いささかセンセーショナルな見出しで報 者にも同じ内容を語った。 に興味をそそられるものではあったが、出土小札をいかに評価するかと を整理して電子メールでお伝えし、電話取材を受けた複数の新聞社の記 いう点で、 二〇一〇年二月一九日の朝刊各紙は、 私のイメージとはかなりの隔たりがあった。そこで私の意見 報道機関への発表の前日に梅本氏からいた 長岡宮内裏の殿舎跡から甲冑 そのときすぐには 非常

いったん脱稿したあと他の仕事に取り組んでいたため発表が今日まで遅行研究も多々あると思う。読者諸賢のご叱正を乞う次第である。なお、なにぶんにも短時間でまとめたものなので、見落とした重要な史料や先やく最新情報を提供してくださった山中・梅本両氏に厚く感謝したい。ためのである。ふだん発掘調査情報に接する機会の乏しい私に、いちは立場から検討し、草稿完成後に刊行された調査報告書②によって補訂し立場から検討し、草稿完成後に刊行された調査報告書②によって補訂し立場から検討し、本語に扱うのが表述を表述を表述を表述を表述していたが、表述を表述を表述を表述していたが、表述というにより、

れてしまったことを、付記しておく。

一、発掘成果の概要と本稿の課題

「資料」および調査報告書によれば、二○○九年六月二三日~八月二百済料」および調査報告書によれば、二○○九年六月二三日~八月二百済料」および調査報告書によれば、二○○九年六月二三日~八月二百済料」および調査報告書によれば、二○○九年六月二三日~八月二百済料」および調査報告書によれば、二○○九年六月二三日~八月二百済料」および調査報告書によれば、二○○九年六月二三日~八月二百済料」および調査報告書によれば、二○○九年六月二三日~八月二

的に実証されたこと、の三点をあげる。
「日本紀略」)、この「東宮」脇殿建物は天皇に、内裏東第の約二〇〇年間に作られた小札が混在していること、第三に、内裏東第の約二〇〇年間に作られた小札が混在していること、第三に、内裏東第のお二〇〇年間に作られた小札が混在していること、第三に、第一に、のと考えられている。「資料」は「調査成果のポイント」として、第一に、のと考えられている。「資料」は「調査成果のポイント」として、第一に、のと考えられている。「資料」は「調査成果のポイント」として、第一に、のと考えられている。「資料」は「調査成果のポイント」として、第一に、の約二〇〇年間に作られたこと、第二に、共産国を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を表示した。

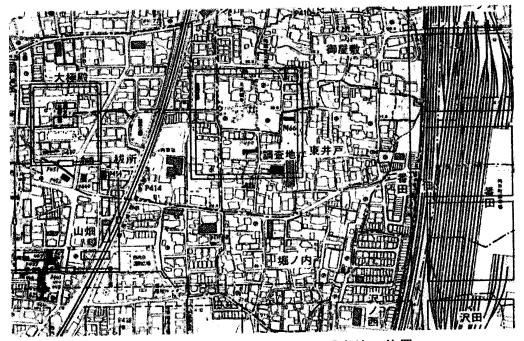


図1 長岡宮第2次内裏「東宮」と調査地の位置

(「資料」添付図より引用)

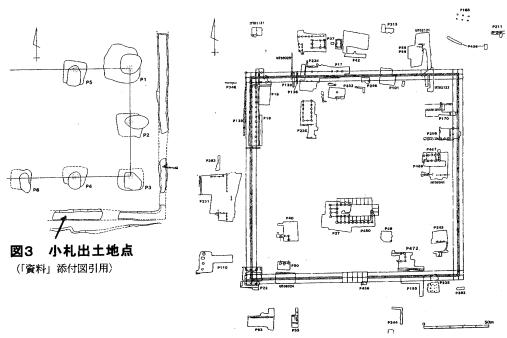


図2 第2次内裏「東宮」遺構配置図

(「資料」添付図より引用)

顧郎形状	円頭		方項・個円順					
織孔列	2列(〇)		1列 ②)					
綴孔数	4 FL		8孔 仏)					47L (A)
下捆孔数	3孔(公)	2孔(☆)	2 %				3 FL	371
第3級孔	なし	なし	あり (●)				なし (●)	あり
小礼器大幅	20mm 程度	18mm 程度	20mm 前後 (▲)	15mm 前後 (▲)	10mm 前後 (▲)	8 mm 前後 (▲)	20mm 前後	
模式図	A 1類	A 2類	Bla類	(*) (*) (*) (*) (*) (*) (*) (*) (*) (*)	Blc類	Eld 類	。 。 。 B2 類	C 類

春興殿相当殿舎出土小札の分類 (『報告書』p112 より引用) 図4

警護のために装着する「実用

が)、非常事態に備えて天皇 の点に実は問題があるのだ たとは考えにくい」ので(こ に共に使用されることがあっ

位を象徴する御物の要素を有 可能な最新式甲とは別に、

した甲」が存在していたこと、 「大和王権以来の天皇権力を

紀第二四半期)に類例がある。

甲胄小札 出土している事実と関連づけ 寺金堂大仏須弥壇から甲冑が 着目し、飛鳥寺塔心礎や東大 解体時に埋納されたことにも れることになったのであった。 見」として大きく取り上げら 報道の見出しに「皇位象徴の 可能性」があること、を想定 象徴する武具として機能した ている。この指摘が、 また「資料」は小札が殿舎 長岡宮内裏跡で発 新聞

> して何らかの祭祀的行為が伴っていた可能性」 している。 があるという重要な指

き事実を明らかにした(図4) 比較検討して分類したうえで作成年代を以下のように編年し、注目すべ さらに「資料」は出土小札三〇点を、 すでに知られている挂甲小札と

甲冑が天皇の警護や儀式の際

期

六世紀末、七世紀前葉前後~六八○年代前半

A1類·A2類

С

札=甲冑の性格を、「新旧 まれていること」から出土 注目し、「累代の伝世品

の

「資料」

はとくに第二点目

が

鎧塚古墳・奈良県藤ノ木古墳・群馬県観音塚古墳・奈良県飛鳥寺塔心礎 類・D類。 (以上、六世紀後半~末)、宮城県郡山遺跡I期官衙(六六〇年頃~六八 古墳時代以来の挂甲で、 大阪府シショツカ古墳・埼玉県小針

跡・奈良県平城宮跡若犬養門 ○年代前半)などに類例がある。 二期 八世紀前半 B2 類。 諸国から貢進された甲で、 (八世紀初頭)、千葉県平賀惣行遺跡 千葉県囲護台潰

跡があり、 来品に同型品がある。三期の小札のうち二点は幅約一一*;で有機物の痕 (天平勝宝元年(七四九)から天平宝宇四年三期 八世紀中葉 - L類・Lb類・Lc類。 それが組紐と革であったことが確認され、 (七六〇) ごろ)、正倉院伝 東大寺金堂須弥壇出土品 造兵司で製作され

寺跡・大宰府跡に類例がある。 最新型と諸国貢進品が確認され、 四期 八世後半 d類。幅八三 幅八、極細タイプの造兵司製作と考えられる 茨城県鹿の子C遺跡・ 東京都武蔵国分

たものと推定している。

がら、 混在していたことが明らかになったのである。 このように、 以上の発掘調査の成果を受けて、 六世紀後半から八世紀後半までの約二○○年間に作られた小札が 春興殿相当殿舎跡出土挂甲小札はわずか三〇点でありな 私は第一に、 平安京内裏春興殿相

宮の春興殿 殿舎から甲冑小札が出土していることに注目して平城宮・長岡宮・平安 (相当殿舎) の甲冑収蔵庫としての性格について、第二に、

て、

「その建物の性格を反映

(八世

わたる形式が混在すること、また中央製品と地方製品が混在することに 同一地点から出土したわずか三○点の小札のなかに二○○年もの長期に 場から検討を加えてみたい。本稿が、これまであまり研究されてこなか れていることに注目して小札埋納の儀礼的意味について、文献史学の立 のあり方について、第三に、それらが殿舎解体に当たって丁寧に埋納さ 注目して、 った中央官司「兵庫」「内兵庫」について、また中央における挂甲管理に になにがしかの貢献ができれば幸いである。 つ いての基礎的事実を明らかにすることができ、 律令国家の中央武器庫「兵庫」収蔵甲冑の生産・管理 さらに武器論・儀礼論 · 修理

挂甲収蔵庫としての内裏春興殿 「内兵庫」 春興殿・ 安福 殿

関心に立ってあらためて春興殿挂甲収蔵機能について再確認しておくい。 蔵の挂甲についていここにおいて、 書」でも紹介されており、 でまず、 を目的とする武器の収蔵であった」と論じているが、ここでは私の問題 かめることからはじめたい(図5)。このことについては「資料」「報告 小札の出土地点は平安宮内裏春興殿に相当する殿舎跡であった。 『三代実録』元慶八年(八八四)二月二十一日条に、 平安宮春興殿が大量の挂甲を収蔵する武器庫であったことを確 またすでに中村光一氏が論文「内裏春興殿収 春興殿の役割が「非常の際の天皇警固 そこ

とあるい。 殿に遷納され、 った後に、「尋常」では内裏春興殿に収蔵している挂甲四○○領が東宮書 甲四百領、 天皇入,,東宮,之後、 給,左右衛門左右兵衛四府,、並為,,廿三日即位,、 践祚直後の光孝天皇が「東宮」である西雅院(も) 二十三日に予定されている即位式の二日前の二十一日に 頒,給左右近衛府各二百領」、此甲、 遷,一納東宮書殿,、今出而給,之、 尋常納 以、此着用也 (図6) に入 以 内裏春興 兵庫

> **| 依** 松 式乾門 華 芳 坊 桂芳坊 蕨林坊 额目 數 芳 省 (雷鳴聖) 淑景花含 登華歐 真觀驗 磁 華 舎 (梅 聖) 昭陽北台 脱針殿 弘徹殿 吳竹 河竹 進明 微 左近降産 梭緞殿 後涼殿 内室内配研 在人所可能 校書殿 1 右脊線門 2 無条單 3 植物線利門 5 热病肾 6 内海肾 7 左宜 8 電 朱 粉 版 粉 鄉 内 候 東 内 候 進物所 安福殿 作物所 作物所 長条門 П 茶口 平安京内裏図 図5

即位式における近衛官人・舎人の着用料として左右近衛府に二〇〇領ず つ頒給されたのである。 (この時期は「左右兵庫」を指す) 左右衛門府・左右兵衛府着用料には 収蔵挂甲が宛てられた。 「兵庫」

われる。 衛少将藤原高藤・右近衛少将平正範等に命じて内裏の「鈴印匙鎰」を はない。二月二十八日の内裏遷御 はないから、 後述するように近衛官人・舎人は 領が東宮書殿に遷納されたのも、これら一連の天皇践祚・東宮 「東宮南門内西掖」に運び置かせた(『三代実録』同日条)。挂甲四〇〇 光孝は、受禅の翌日の二月五日に自邸東二条宮から東宮西雅院へ入御 同日、 遷御儀礼の一部であり、 五日から、左右近衛府が東宮諸門の警衛に立つことになるが、 左右馬寮の監護と伊勢・近江・美濃三関の固関を命じ、 通常の諸門警衛に着用するために挂甲が遷納されたわけで 日にちも二月五日かその直後であったと思 (『三代実録』) までの二十四日間、 「常儀」の警衛に挂甲を着用すること 西

除いて、 用

以上の経過からまず第一にわかることは、

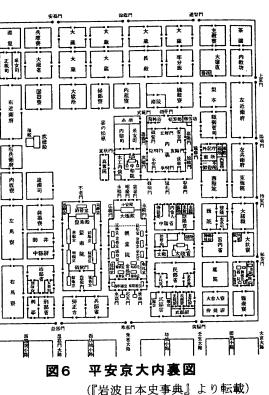
まで、

また二月二十八日以後、

すなわち「尋常」においては平安宮内裏春

ح

元慶八年(八八四)二月五日



宮西雅院は光孝の臨時居所となっていたのであり、 料の挂甲は、 仮の春興殿ともいうべき東宮書殿に安置されていたのであった。 即位式での着用のために左右近衛府に出給していた期間を その間、 左右近衛府着 四大官大路

いうことである。『三代実録』貞観十三年 /殿が左右近衛府官人・舎人の着用する挂甲数百領の収蔵庫であった、 蒳 「貞観八年 出,春興殿甲胄七十三領、下,造兵司 (八七一) 六月二日条にも、 修理、 事畢、 是 日

に修理に出され、 運納されていた(この間) とあり、 清和天皇在位中の貞観八年に春興殿の甲冑七三領が 五年後の同十三年六月二日に修理が完了し、 清和は内裏仁寿殿を居所としていた)。この例 「造兵司」 春興殿に

> 平安宮内裏春興殿は、 からも、 収蔵庫だったことがわかるのである⑦。 九世紀後半、 天皇が内裏清涼殿や仁寿殿を居所としているとき、 左右近衛府官人・ 舎人が着用する挂甲の恒常的な

のことをまず確認しておきたい。 能が長岡宮内裏においてすでに存在していたことを示すものである。 「資料」「報告書」が解説するとおり、 今回、 長岡宮内裏春興殿相当殿舎跡から甲冑小札が出土したことは、 平安宮内裏春興殿の甲冑収蔵庫機 ۳

九世紀を通じて行われていたことは、 ることである。これが光孝践祚のときの特別な事情によるものではなく、 所とする場合、 第二に、内裏春興殿挂甲は、践祚とともに新帝が内裏以外の院宮を居 新帝居所(光孝の場合は東宮西雅院) 次章第1節で詳述するとおりである。 の倉庫に遷納され

2 「内兵庫」 春興殿・安福殿

『西宮記』(巻九 宿申)には次の記事がある。

等一令2運 興・安福等殿戸前之庇、 出一納春興・安福両殿戎具」之時、 将等率,,官人,、各令、齎,,鈎匙 令: 近衛出し之、 近衛府奏一聞事由 将在二内侍所:歟、未詳、件鈎匙等、在二歳人所:歟、 各積--置両殿庇:了、 督諸葛、率仁和三年、 列二立 率二少将 令レ 春

を率いて春興・安福両殿の 子直曹から東宮西雅院に遷御している(『日本紀略』)。 う。ここでいう仁和三年とは宇多の践祚・即位のときのことを指してい れており、 前日奉呈された「天子神爾宝剣符節鈴印」も東宮に運ばれたはずである。 『西宮記』記事の割書は、 これによれば、春興・安福両殿には戎具(=甲を含む器仗) 本文のいう、 挟 宇多は践祚翌日の八月二十七日に行幸と同じ陣列の儀によって皇太 戸鏁、将以下引還退、 割書では、仁和三年(八八七)に「甲」を「運」ばせたとい 近衛府が奏聞して近衛次将が近衛官人を率い蔵人所 参議右衛門督藤原諸葛が使者となって少将ら 「甲」を運ばせたと記しており、『西宮記』記 返納之時、 又如、此、 このとき同時に、 が収蔵さ Ĵ

殿の甲を東宮西雅院の仮春興殿・仮安福殿に「運」んだことを語ってい とを指すであろう。 近衛府に挂甲を「頒給」するというのはこのような出納手続きを取るこ たは内侍所(*) 裏遷御とともに内裏に運納されたかはあとで問題にする。 興・安福両殿から東宮に運納された「甲」は、 通常の出納ではない。ならば仁和三年の宇多践祚のときには、 るのである。ここでの「運」の語は、光孝遷御の際の「運--置鈴印匙鎰-」 なわち割書部分は、宇多の践祚後の東宮遷御にあたって、 二月十九日の内裏遷御 (『日本紀略』) まで東宮にいたから、三年半の間、 たことになろう。宇多は即位後も東宮を居所とし、寛平三年(八九一) 十一月十七日の宇多即位式を前に東宮の倉庫から左右近衛府に頒給され (八八四) ? 「運」、また後述する聖武朝の度重なる遷都における兵庫器仗の新宮へ |甲は東宮(西雅院) に収蔵されていたことになる。この挂甲が宇多の内 「運」に通じる、他の院宮倉庫への挂甲の一括運搬を指す語であり、 通常の元日朝賀や即位式などにおける挂甲出納(光孝即位式で左右 の光孝践祚のときと同じことがなされたのであり、これら春 から鈎匙を拝領して錠を開けて戎具の頒給を受けるとす 出納手続きについては後述)とは異なっている。す 光孝即位のときと同様に、 春興殿・安福 元慶八年

を挟んで春興殿とは対称の位置にある(図5)。春興殿の北には左近衛陣 安福両殿となっていることである。安福殿は内裏正門承明門・内裏南庭 福殿が挂甲収蔵庫として使用できない状態にあったからであり、本来、 衛府分挂甲四○○領を収蔵していたとするのは、当時何らかの事情で安 ったとの想定に導く。 春興殿・安福殿はそれぞれ左近衛府・右近衛府が着用する甲の収蔵庫だ (日華門) 「尋常」では春興・安福両殿が左右近衛府分挂甲四〇〇領 題は、 の収蔵庫だったとみることができる。 があり、 光孝の時には春興殿だけであったのに、宇多の時には春興・ 安福殿の北には右近衛陣(月華門) 光孝即位式の時点で、「尋常」では春興殿が左右近 この推論は、 がある。 『侍中群要』 (各二〇〇領 すると

見,両所,也、虹飲,内兵庫安福殿,、即是也、同時見」之、計」是一虹光彩所」映、虹飲,内兵庫安福殿,、即是也、同時見」之、計」是一虹光彩所」映、作物所預宮興薬大言、左近衛有,大虹,、見」之、須臾消亡、人亦見,

に他ならない。

「他ならない。

「他ならない。

「他ならない。

「他ならない。

「中裏南西隅にある作物所(図5)の職員が、(東の方角の)左近衛陣=内裏南西隅にある作物所(図5)の職員が、(東東方にいた)別の日華門に立った虹がすぐに消えたと報告したが、(内裏東方にいた)別の日本門に立った虹がすぐに消えたと報告したが、(内裏東方にいた)別の日本門に立った虹がすぐに消えたと報告したが、(内裏東方にいた)別の日本門に立った虹がすぐに消えたと報告したが、(内裏東方にいた)別の日本門に立った虹がすぐに消えたと報告したが、(内裏東方にいた)別の日本門に立った虹がすぐに消えたと報告したが、(内裏東方にいた)別の日本町では指すが、(中の方角の)左近衛陣=の東南西隅にある作物所(図5)の職員が、(東の方角の)左近衛陣=

3、「大儀」(元日朝賀・即位式)における挂甲着用甲を収蔵する「左右兵庫」とは別施設として存在していたのである。「内兵庫」春興殿・安福殿は、左右衛門府・左右兵衛府が着用する挂すなわち、九世紀後半において、左右近衛府が着用する挂甲を収蔵す

将曹、尉・志)、府生・近衛・門部・兵衛・衛士らが着用する装束が列記すなわち元日朝賀・即位式において諸衛府の将・督・佐、官人(将監・『延喜式』(左近衛府・左衛門府・左兵衛府 各大儀条)は、「大儀」右兵衛府・左右衛門府官人・舎人は左右兵庫収蔵挂甲を着用した。 光孝の場合から明らかな如く、九世紀後半の即位式では、「尋常」、左

ことになっている。たとえば左近衛府の場合 されており、 そのなかで供奉御輿少将と府生以下は 生 一甲」を着用する 岶

近衛並皀緌、 挂甲、 白布帯、 横刀、 弓箭、 白 布 脛

末 額 二、

衛府官人・舎人は兵庫から出給された挂甲を着用して供奉し、陣列を引 朝賀の儀礼構成・装束・儀仗は同じであるから、 ると規定している(左近衛府 とある。 Ø 0 「小儀」で衛府官人・舎人・衛士が挂甲を着用することはない 「中儀」(元日宴会、正月七日、十七日、大射、十一月新甞会など)、 たが(『延喜式』中務省 大儀条)、『延喜式』の規定には見えないも たのである。 の兵庫の挂甲を着用することになっていたであろう。「大儀」以外の 彼らが着用する「挂甲」は、 中儀条・小儀条)。 内舎人も元日朝賀・即位式では挂甲を着用して陣列を張 甲楯条、 各衛府が 兵庫寮 「兵庫」から出 儀仗条)。即位式と元日 元日朝賀においても、 [給を受け (『延喜

指示する。 きがこのように厳重だったのに対し、 によって解錠され、挂甲が出され、衛府に支給される。 挂甲を着用する衛府から天皇に挂甲出給を求める奏聞 式』近衛府 て出給され、 省倉庫) 量を明示) の挂甲出給には複雑で厳重な手続きを必要とした⑦。 ・胡簶・太刀などの装備・装束は、 |覆奏」(出給の可否を確認する奏聞) すると、天皇から監物にカギが下 『延喜式』の規定では、元日朝賀・即位式における「兵庫」から衛府 中務・太政官・兵部省・兵庫の立ち会いのもとでの監物・典鑰 に収蔵されており、 がなされ、勅を受けた太政官が兵部省を通して兵庫に出給を 出給指示を受けた兵庫があらためて中務省を通して天皇に 挂甲の出納のように兵部省・監物などが関わることはない 出給にあたっては衛府独自の手続きに従っ 所属衛府の 挂甲以外の「大儀」で着用する弓 「府庫」(内舎人は中務 (目的・日時・ 挂甲の出 すなわち、 [給手続 まず

> である。 常の警衛で着帯する弓箭・胡簶・太刀などの装備 った(『文徳実録』嘉祥三年(八五〇)三月二十六日条)。 (『延喜式』兵部省器仗条、左近衛府甲楯条、兵庫寮儀仗条)。 内裏警衛で挂甲を着用するのは「非常」に備えるときだけであ (宿衛器仗(音)) も同様 諸衛が通

この『延喜式』のあり方は令制以来のあり方であり、 衣服令 14 武官朝

服条には、

脛巾、 兵衛、 以、鞋代、履、 白襪、 皂縵頭巾、 烏皮履、 皂綏、 会集等日 位襖、 烏油腰帯、 加 挂甲 帯 鳥装横刀、 槍 以 位襖 帯 弓箭 代 紺襖 白

われる。 用する、としているのである。令条には「会集等日」における内舎人に 等」とあり、『延喜式』のいう「大儀」に相当する)においては挂甲を着 とあって、「兵衛」(衛士も同様) 制の「会集等日」でも、 するが、「会集等日」(すなわち義解によれば「元日及聚集并蕃客宴会 ついては規定がないが、『延喜式』の内舎人挂甲着用規定からいって、 当然、 内舎人は挂甲を着して列立したものと思 は通常の儀式では太刀・弓箭だけ着 令

異なっており、 納手続きは、 格・複雑であったことがわかった。『延喜式』のこのような厳格な挂甲出 を着用する機会がきわめて限定的であったこと、その出納はまことに厳 元日朝賀・即位式における儀仗としてだけであり、衛府官人舎人が挂 いえる転換があったものと思われる。 福両殿から挂甲の出給を受ける『西宮記』『侍中群要』の規定とは大きく 以上、『延喜式』の規定では「兵庫」収蔵挂甲が使用されるのは、 先にみた近衛府が奏聞し近衛次将が鍵を拝領して春興・ その背景には政府の物品出納手続きにおける原理的とも この点についても後述する。

内兵庫と左右兵庫

.で左右近衛府が頒給を受け着用したという九世紀後半のあり方は、 尋常」では「内兵庫」 春興殿・安福殿に収蔵していた挂 押を、 即 位

後、造都役民の逃亡が増大するなか、「宮垣」未築造を理由に軍営を立て庫寮と春興殿との直線距離は約九〇〇㍍であった(2) (図6)。平城遷都直内兵庫は至近距離ではなかったことがうかがえる。平安京大内裏図の兵「箭の動く声」が「内兵庫」にまで達したというのである。左右兵庫との記事が参考になる。左右兵庫が同時に鳴動し、鳴動した太鼓の音と八〇)十月三日条の「左右兵庫鼓鳴、後聞,,箭動声,、其響達,,内兵庫;」八〇)十月三日条の「左右兵庫鼓鳴、後聞,,箭動声,、其響達,,内兵庫;」八〇)十月三日条の「左右兵庫鼓鳴、後聞,,箭動声,、其響達,,内兵庫;」八〇)十月三日条の「左右兵庫故鳴、後聞,,箭動声,、其響達,,内兵庫;」

媒介する長岡宮「内兵庫」なのであった。

相当殿舎であったとすることができるだろう。 太鼓の鳴動は聞こえる。令制「内兵庫」を平城宮内裏の春興殿・安福殿すれば、内裏春興殿相当殿舎との直線距離は約六〇〇ぱというところか。たからである。位置関係をだいたい同じとみて海犬養門内西にあったと条)、平城宮左右兵庫が平安宮と同様に「宮垣」に隣接して配置されていて兵庫を禁守したというのは(『続日本紀』和銅四年(七一一)九月四日て兵庫を禁守したというのは(『続日本紀』和銅四年(七一一)九月四日

鼓을、 挂甲を着用することはなく、日常勤務で着用する弓箭・太刀は府庫に収 うか。前記のように、衛府官人・舎人が日常的な内裏諸門警衛・宿衛に 人・左右兵衛府分(衛府制度の変遷のなかで新設された中衛府などにつ の収蔵庫であったことから類推するなら、令制「内兵庫」の挂甲は内舎 が左右近衛府着用挂甲、「左右兵庫」が左右衛門府・左右兵衛府着用挂甲 着用することのない挂甲中心だったのであり、九世紀後半の 蔵されていた。すなわち左右内の三兵庫の収蔵器仗は衛府が日常勤務で ていたことが確認されるが(*)、八世紀の左右内兵庫併存期間の分蔵関係 いうことになろう。兵庫には、 いてはここでは問題にしない)、 は不明である。 といっても過言ではあるまい。 ど内舎人・左右兵衛着用分(九世紀には左右近衛着用分)挂甲であった はないかと考えている。令制内兵庫の収蔵器仗は、 それでは令制「内兵庫」への挂甲収蔵の固有の機能は何だったのだろ ④楯ౕఄఄ。⑤弩ౕఄ)など、戦争指揮具・大型兵器・儀仗具が収蔵され 私は節刀は内兵庫、他は左右兵庫に収蔵されていたので 挂甲のほかに①節刀⁽¹⁾、 左右兵庫は左右衛門府・左右衛士府分と 節刀以外ではほとん ②幡幢印、 「内兵庫」

述する文徳即位のさいに「非常」の備えとして諸衛府が挂甲を着用した(内兵庫と左右兵庫)に分けて設置しているというのである。それは後あげている。すなわち、「非常事」=謀反などに備えて内と外の二ヶ所て、「為,,非常事」、内外二処設者、或云、此司為,,御料,設者、未、明」を内兵庫集解朱説は左右兵庫だけでなく内兵庫が置かれている理由とし

していたかどうかについては、後で詳しく検討する。 (『文徳実録』嘉祥三年(八五〇)三月二十二日条)。天皇との結びつきが強かった」(笠井氏)といえる。朱説はさらに「御料」を内裏で宿衛する内舎人・兵衛が「非常」の際に着用し、「大儀」(元日を内裏で宿衛する内舎人・兵衛が「非常」の際に着用し、「大儀」(元日ととに通じる(『文徳実録』嘉祥三年(八五〇)三月二十二日条)。天皇

ことである(ヹ)。 庫」が大同三年(八○八)正月二十五日詔によって左右兵庫に併合された 途検討しなければならないが、 兵庫」は存続していたことを意味している。 とは、官司としての内兵庫が廃止されても、 末になってもなお「内兵庫」春興殿・安福殿には大量の挂甲が収蔵され、 で位式において出給され、 :成される「内兵庫」は廃止されたのである。にもかかわらず、 国家儀礼・宮廷儀礼の観点からみた令制兵庫の展開過程については別 すなわち大同三年正月をもって、正・佑・令史の官人で 左右近衛府官人舎人が着用していた。このこ 本稿にとって重要な点は、 挂甲の収蔵庫としての 令制 九世紀 「内兵 内内

と「非常」のときに限定されていたということである(マ)。と「非常」のときに限定されていたということである(マ)。と「非常」のときに限定されていたということである(マ)。と「非常」のときに限定されていたということである(マ)。と「非常」のときに限定されていたということである(マ)。と「非常」のときに限定されていたということである(マ)。と「非常」のときに限定されていたということである(マ)。と「非常」のときに限定されていたということである(マ)。と「非常」のときに限定されていたということである(マ)。と「非常」のときに限定されていたということである(マ)。と「非常」のときに限定されていたということである(マ)。と「非常」のときに限定されていたということである(マ)。と「非常」のときに限定されていたということである(マ)。と「非常」のときに限定されていたということである(マ)。

に統合された後だから「左右兵庫司」と奏上するのであって、内兵庫が第二に、ここではこの点を問題にするのであるが、内兵庫が左右兵庫

納は、 である、ということである。 存在していた八世紀には監物は「左右内兵庫司鑰賜止」と奏上したはず 規定と、収蔵庫としての「内兵庫」 衛府が着用する挂甲を「兵庫」から出給するとするという『延喜式』の いのもとで鑰を開閉して出納したのである。このようにみれば、 三年の内兵庫の廃止という相互に背反しているようにみえる事実は、 左兵庫、「内兵庫」安福殿は右兵庫の管理下に置かれ、 監物が太政官の史、中務省・兵部省官人、左右兵庫官人の立ち会 すなわち大同三年以降、 春興殿・安福殿の存在、 「内兵庫」 両殿収蔵挂甲の出 および大同 春興殿は 左右近 矛

盾なく理解できる谷の 興・安福両殿の出納にまったく関与していない。『西宮記』で両殿のカギ カギの開閉を行うようになっている。それは監物が左右兵庫官人らとと 殿・安福殿のカギは蔵人所が管理し、 の管理が蔵人所か内侍所か未詳としているのは、窓、註8でも述べたよう く異なっており、監物・左右兵庫(または兵庫寮) もにカギの開閉を行う『内裏儀式』『延喜式』の兵庫開閉手続きとは大き の挂甲収蔵機能は失われていたことを示唆している。 る開閉に転換したこと、『西宮記』が成立した一○世紀中葉までには両殿 しかし、前掲の『侍中群要』(巻八)の記事をみると、「内兵庫」 一節で後述するように、宇多朝であったと推測される。 九世紀のある時点に監物・左右兵庫官人による開閉から蔵人所によ 左右近衛次将と蔵人所 官人は「内兵庫」 その時期は、 (出納) 春 が 興

一、天皇遷御と挂甲運納

九世紀の天皇の東宮遷御と挂甲

1

甲が、新帝の東宮(西雅院) 遷御にあたって東宮に運納され、即位式で左践祚のときは春興殿だけであった) に収蔵された左右近衛府着用分の挂さて、光孝・宇多の二代にわたって、「内兵庫」春興殿・安福殿(光孝

の歴代天皇の践祚・即位ではどうだったのだろうか。右近衛府に着用させるために東宮から頒給されたのであるが、それ以

前

式に臨んだ嵯峨・淳和を除いて)、践祚時 は三年六ヶ月間、 移御した。 わたって践祚後、 (西雅院)を居所とし、 平安遷都後に即位した平城から宇多までの歴代天皇は ここで文徳・清和・陽成三代の践祚についてみてみよう。 天皇も同様だったのではないかという想定がなりたちそうである。 清和は七年間、陽成は三ヶ月間、そして光孝は二四日間、 平城は践祚後およそ一年間、 内裏両殿の挂甲を東宮に遷納したのだから、それ以前 東宮を居所としていたのである(*)。 光孝・宇多二代に 即位式後もしばらくは東宮に居り、 仁明は九日間、 (あるいはその直後) 文徳は二年一一 (内裏から その後内裏に には東宮 宇多 即 位

挂甲を着用することになる。 『続日本後紀』)。近衛府分挂甲は東宮に安置され、近衛陣は三日間その「鎧甲」を着用し、二十六日に挂甲を脱却して「常儀」に復した(以上た。二日後の二十三日、東宮を警衛する左右近衛陣は「非常」に備えてた。二日後の二十三日、東宮を警衛する左右近衛陣は「非常」に備えては内裏を「厳密」に禁衛し、遷御の六衛府陣列は「行幸」と同じであっは内裏を「厳密」に禁衛し、遷御の六衛府陣列は「行幸」と同じであった。当日、諸衛府庭(皇太子直曹)で践祚し、同日東宮雅院に遷御した。当日、諸衛府庭(皇太子直曹)で践祚し、同日東宮雅院に遷御した。当日、諸衛府を「強は仁明が崩じた嘉祥三年(八五○)三月二十一日、内裏宜陽殿東文徳は仁明が崩じた嘉祥三年(八五○)三月二十一日、内裏宜陽殿東

諸衛は挂甲を着用して「異常厳密」に陣を警衛したのだから、近衛府用 脱ぎ「常儀」に復した(以上『三代実録』)。東宮へ遷御して一〇日間、 警陣」は 院皇太子直曹で践祚した。二日後の二十九日、諸衛は たが、その儀は「行幸」と同じであった。東宮に遷御してからの て冷然院を「厳警」しい、 の 挂甲は東宮に安置され、 清和は文徳が冷然院で崩じた天安二年(八五八)八月二十七日に冷然 皇太子のときから東宮を居所としていた陽成は、 「異常厳密」であった。そして九月八日、諸衛陣列は 清和は母后明子と同輿して「東宮」に遷御し 近衛は毎日その挂甲を着用したことになる。 貞観十八年 「鎧甲」を着用し 「甲」を (八七 「諸衛

あった(『三代実録』)。近衛の挂甲着用の記事はない。 禅し、同日、東宮に帰ったが、そのときの文武百官の供奉は「常儀」で六)十一月二十九日、前日に内裏より染殿院に移御していた清和から受

ろうか(※)。 儀」というのは挂甲を着用しない「京内」行幸を指しているのではなか 諸衛が挂甲を着用して供奉する「城外」行幸を指し、 思われる印。 や勢力があったということではないにしても、 初の幼帝である点で、宇多は臣籍降下していた点で、ともに皇位継承の 紀略』)、供奉諸衛は挂甲を着用していたということになるだろう。 日東宮に移御したときの「陣列之儀、 様の「常儀」、 るなら文徳・清和・宇多以外の天皇の践祚・東宮遷御の儀は、陽成と同 常」に備えた「厳密」なものにしなければならなかったのである。 補強する即位儀礼の演出装置として、 正統性において共通の弱点を抱えていた。現実に践祚・即位を阻 文徳・清和の東宮遷御の衛府 文徳は恒貞廃太子事件(承和の変)後に立太子した点で、清和 すると仁和三年(八八七)八月二十六日践祚した宇多が、 すなわち挂甲を着用しないで供奉・警衛したとみていいと 「陣列」が 践祚直後の警衛・ 一同,,行幸,」というのも 「行幸」に同じという場 そのような周知の 陽成遷御の「常 遷御陣列は) (『日本 弱 む は 史上 動き 퐾

ありえないなどを理由に、公卿らに「往古恒例」だった近衛着甲を脱却 桓武の徳政によって「海内清平」が実現した今、 宮雅院に奉献され固関使が派遣されたが、 じた延暦二十五年(八〇六)三月十七日、平城が践祚し内裏の剣璽が東 城践祚の時だけであったのか、 居所を挂甲を着て警衛するのが、 させるよう命じた (『日本後紀』)。 このことを平城の場合と『儀式』の規定で裏付けてみたい。 平城が恒例の着甲警衛を停止させたことがわかる。この停止が、平 以後恒例化していったのかが問題である 奈良時代以来の「恒例」の儀だったこ 践祚から一定の期間、 践祚後の二十二日に平城は、 もはやクーデターなど 諸衛府が天皇 桓 一武が崩

践祚儀の陣列、 蹕・侍衛如」常」とある。 が、『儀式』 (巻五 挂甲を着用しないのが恒例化していたことを示している。 よる挂甲着用停止令以後、嵯峨・淳和・仁明の三代にわたって、 ·内裏警衛でも挂甲は着用しない。すなわち『儀式』の規定は、 ||中儀|| とあり、 受禅後一定期間の内裏(東宮)警衛にあたって、 譲国儀) 「中儀」では諸衛は挂甲を着用しないし、 には、 また受禅践祚した新帝に対して「諸衛警 旧帝が譲位宣命を百官人に布告する 譲位・ 諸衛は 平 ・城に 通常

毎日、 のまま東宮倉庫に返納されるが、近衛全員が供奉したわけではないから ることになる。 合は相当倉庫) に左右近衛が着用する挂甲は、「内兵庫」=春興・安福両殿 ついた。 雅院を警衛する左右近衛は、しばらくの間、挂甲を着用して警衛の任に 践 九世紀の歴代天皇の践祚・東宮遷御は「常儀」だったと思われるから、 を着用する。 ように理解すべきであろう。そして挂甲脱却が命じられるまでの期間、 「仁和三年、 文徳・清和の場合 (宇多の場合は不明)、東宮に遷御してからも東宮西 |祚後に一括して東宮に遷納されたということになろう。 |内兵庫」在庫分挂甲は東宮に運納しなければならない。『西宮記』 .裏「内兵庫」春興・安福両殿収蔵挂甲四○○領は、光孝のときと同様. 天皇居所東宮を警衛する近衛たちは東宮倉庫から出給された挂甲 践祚当日の内裏(清和の場合は冷然院)の警衛と東宮への遷御 文徳・ 右衛門督諸葛、率,,少将等,令、運,,甲等,」の記事は、 遷御に供奉した近衛着用挂甲は供奉の任務を終えたらそ から出給され、 清和および宇多の三代を除いて、 遷御先の東宮では東宮倉庫から出給され 東宮を居所とした (冷然院の場 その の

福両殿に運納されたのである。このことは同時に、内裏春興・安福両殿そして天皇が東宮から内裏に遷御するときふたたび「内兵庫」春興・安衛が挂甲を着用して供奉し、即位式が終わるとすぐに東宮に返納された。の二日前に東宮倉庫収蔵挂甲の頒給を受けた左右近衛府の将・官人・近東宮を居所とした九世紀の天皇の即位式には、光孝のときと同様、そ

とを示している点できわめて重要な意義がある。札は、春興殿・安福殿の「内兵庫」としての機能が長岡宮にまで遡るこ収蔵庫の役割を果たしていたことを示すとともに、今回の長岡宮出土小が平安遷都当初から「尋常」においては「内兵庫」として継続的に挂甲

城京、 そして④同十七年十二月十五日「運,|恭仁宮兵器於平城,」とある 二月二十四日「始運,,平城器仗 印匙鎰」だけではなく、「内兵庫」挂甲が内裹から東宮に遷納されるのは 挂甲を除いてすべていったん「東院」倉庫に仮収蔵したあと、 兵庫収蔵器仗が新都に遷納され、長岡宮内兵庫収蔵挂甲も、埋納された 京の「内兵庫」と「左右兵庫」に分蔵されることになる。 同一とみてよいから、遷都にさいしては「高御座」「大楯」とともに 日「運,|恭仁宮高御座并大楯於難波宮,、又遣,使取,|水路,運,|漕兵庫器仗 どうしてなのだろうか。奈良時代、聖武天皇の度重なる遷都にあたって、 『続日本紀』)。①④の平城宮・恭仁宮の「兵器」と③の「兵庫器仗」は 「(左右内) 兵庫器仗」が運ばれていたのであり、「兵庫器仗」は新たな (七四一) 閏三月九日「遣」使運,,平城宮兵器於甕原宮,」、②同十五年十 「兵庫」の器仗は新都の宮に運ばれていた。すなわち、①天平十三年 さて、 一納されたのであった。 平城京から長岡京、長岡京から平安京、これらの遷都では左右内 新帝が東宮(西雅院) ゚,収┐置於恭仁宮,」、③同十六年二月二十 に入御するにあたって、 「神璽宝剣」 藤原京から平 平安京に (以上

納されるのである。 ・ 大孝践祚のときのように、「左右兵庫」収蔵挂甲だけが天皇居所の移動に伴って運合、光孝践祚のときのように、「左右兵庫」収蔵挂甲はそのまま「左右兵天皇の東宮遷御における「内兵庫」挂甲の東宮遷納なのである。この場てれが遷都ではなく、同一京内で天皇居所が移動するだけの場合が、

"西宮記』『北山抄』など摂関期の儀式書や『小右記』など貴族の日記即位式における挂甲着用の終焉―「内兵庫」収蔵挂甲の行方―

2

が をみていて、 としていた。 蔵挂甲が運納される機会はなかった。村上も践祚からずっと内裏を居所 天皇は、 ら後院や里内裏に内兵庫収蔵挂甲四○○領が運納されることになるが、 院を居所とした(巻)。光孝・宇多までの慣例が継承されていたなら、 は藤原兼通第堀河院や頼忠第四条院を、一条は母后東三条院詮子第一条 にわたって冷泉院を居所とした。その後はしばしば内裏は焼亡し、 そのような徴証はない。四〇〇領の挂甲を運納する必要がなかったこと とする態度は歴史学として採るべきではなく(他の条件が変わらないな う説明も成り立ちうる。しかしそのような物理的要因だけで説明しよう きに春興殿・安福殿も焼失したから、そのとき収蔵挂甲も焼失したとい 位式を前に、 位式における諸衛府官人・舎人の挂甲着用状況についてみてみよう。 裏警衛体制の転換などの歴史的要因を追究する必要があろう。そこで即 に頒給されたことは繰り返し触れてきたが、宇多の即位式でも内裏から を引く諸衛府府生・舎人は挂甲を着用することになっていた。 『西宮記』記事から間違いないと思われる。ところが『江家次第』(巻十 移動に伴う挂甲運納は宇多までは確認されるが、 たわせる記事はみあたらない。挂甲はどうなったのだろうか。 それでは内兵庫収蔵挂甲はどうなったのだろう。天徳の内裏焼亡のと 先述したとおり、 内裏再建後はまた挂甲が収蔵されなければならない)、儀礼体系や内 臣下の邸宅を里内裏に当てることが出来た一つの条件ではなかったか によれば、延久四年(一〇七二)の白河の即位式にあたって、 村上は後院である冷泉院に遷御し、新造内裏完成までの一年以上 践祚から譲位までずっと内裏を居所としていたから、 しかし天徳四年(九六〇)九月二十三日に内裏が焼亡した 春興殿・安福殿に大量の挂甲が保管されていたことをうか 東宮(西雅院)に運納されていた挂甲四〇〇領が左右近衛府 に運納された挂甲を近衛官人・舎人が着用したことは、 大宝令制以来、「大儀」(元日朝賀・即位式)で陣列 醍醐・朱雀の二代の 天皇居所 内兵庫収 光孝の これ 円融 即

> やかな金銀珠玉の絹製甲形を着て供奉していた。官人・近衛たちも同様 なら挂甲を着用するはずの御輿供奉少将は、 甲形は次将自身が調達したものだろう)。それではどの天皇の即位式から 府「府庫」に収蔵され、内兵庫に収蔵されることはなかった(「風流」の に絹製・布製の甲形だったのであろう。『延喜式』(左右近衛府 とあるように、「甲」を着る規定であるにもかかわらず、 条)に「其甲形、 近衛官人が甲形を着用するようになったのだろうか。 甲型 以、墨画、之塗、膠漆 冑形永収,本府,充用」とあるとおり、甲形は左右近衛 於 風流甲 「近衛次将着」甲、 或以,,金銀珠玉 実際にはきらび 作,甲」 多以し

する近衛次将は「甲比 」の上に平胡籐を着すとあり、規定は まであった (同書[恒例第一 ろうか。同じく永観二年十月二十一日の御馬御覧の騎士は甲と打懸を着 衛府 け、長和二年(一○一三)九月十六日の騎射の騎者も「甲・打懸」で 十日の花山天皇即位式では、供奉御輿少将は「金甲」を着用していた 画細布甲形、胄形」であったので(左右兵衛府 ・近衛が着用している「甲」は、『延喜式』によれば「錦甲形」(左右近 府射手」はみな「冑・打懸」だった(『九暦』)。これら騎射で近衛官人 芸絶倫」の乗者は「甲并打懸」を着用し、同五月五日の騎射では みてよい。十世紀中葉以降の記録にみえる宮廷儀礼で衛府官人・舎人が たことがわかる。花山即位式のときの「金甲」も、『江家次第』にみえる (『小右記』)。この「金甲」は挂甲だったのか、 『小右記』にみえる騎射射手が着ていた「甲」は「甲形」のことであっ (『小右記』)、遡って天慶九年(九四六)五月三日の駒牽において「馬 「金銀珠玉」で飾った甲形、 『西宮記』(臨時六 次将事)では、「御即位・朝拝時」に御輿に供奉 騎射条)、兵衛府官人は「金画細布甲形、 『延喜式』にみえる「金画甲形」であったと 朝拝]でも同じ)。永観二年(九八四) 金画胄形」、兵衛は「丹 すでに甲形だったのだ 五日節条)、『九曆』 「甲」のま

着用した「甲」 ŧ と断定するのは早計であろう。 定しているだけであり、これによってただちに実際に挂甲が着用された 束の中に「挂甲」がみえる。しかしこれはあくまで「規定」どおりに指 準備を命じる「召仰」において御輿供奉近衛少将と府生・近衛の指定装 く記されている(いずれも「即位部類」 「催行」した大納言藤原師輔の『九暦』、 ここで史料の豊富な村上即位式に注目してみたい。 四月二十八日の村上即位式の様子は「外記日記」、 指定されていたのは は 「甲形」のことであったとみて間違いあるま 「甲」であった。 近衛次将が甲形を着用した白河即位式で 所収(%)。二十四日の諸司諸衛に 重明親王の『吏部王記』に詳し 当日「雑 天慶九年 (九四

検非違使が出動する騒ぎになり、 とに腹を立てた見物の たとえば天皇の高御座登壇を前に、式次第が混乱して進行が中断したこ 随所で混乱が生じていたことを『九暦』『吏部王記』が詳しく伝えている。 n 記」には、伴・佐伯両氏による開門の失態を除き、あたかも式次第どお 寮 記』)。挂甲についていえば、即位式が始まる直前になって、大舎人寮官 府陣列が「擾動」するという前代未聞の事態さえ発生していた(『吏部王 式』に内蔵寮収蔵と規定していることに気付いた)。 人が高御座前東西に並んで持つことになっている威儀物の一つ「威儀甲 厳粛に進行したかの如く記述されている。しかし即位式の進行途中の 村上即位式の準備運営にあたった行事=太政官の公式記録「外記 た準備責任者藤原師輔は、 報告を受けた村上の指示で寮の「知,,故実, 之官人」に尋問させたが、 「内竪・大舎人、 の所在が、 「年々記文」の記述をもとに蔵人所を捜させたが見つからず、 大舎人寮官人にも蔵人にもわからず、蔵人から報告を受 各執,,威儀物,、 は間に合わなかった(『九暦』。 「雑人」が龍尾壇下で流血の「闘乱」を起こして 従来蔵人所から渡されていたという大舎人 即位式の厳粛性を演出するはずの諸衛 東西列π立殿庭,」と何事もなかった 後日、 しかし 師輔は 「外記日記」 師輔か 「延喜 日

かの如く記している。

喜式』の規定とおおきく乖離していたこと、依拠した醍醐・朱雀の 拠しようとした先例は、 なお、長和五年(一〇一六)の後一条即位において、 いるのではなかろうか。 醐の即位式が、宇多の即位式までとは大きく変容していたことを示して 例」「記文」の記述も極めて不十分だったことを示唆している。それは 即位式の混乱は、式次第・威儀物・装束の実際が 〇)朱雀即位式の「例」および「記文」に依拠して挙行されたが、 七)の宇多即位の例まで遡っていない。 村上の即位式は、 それゆえに村上即位式においても随所で混乱が生じたのであろう。 (円融)」(『小右記』同年正月十三日条) 寛平九年 「寛平 新しい即位式はまだ完成された形になっておら (醍醐)・延長(朱雀)・天慶(村上)・ (八九七) 醍醐即位式・延長八年 であって、仁和三年(八八 『儀式』『内裏式』『 准摂政道長等が 安

殿の「内兵庫」機能は消滅したのではなかろうか。 ・布製の甲形に換わっていたのであろう。甲形は内兵庫ではなく近衛府・布製の甲形に換わっていたのであろう。甲形は内兵庫ではなく近衛府が、醍醐以降の即位式では実際には衛府の「挂甲」着用は廃止され、網が、醍醐以降の即位式では実際には衛府の「挂甲」着用は廃止され、網が、醍醐以降の即位式では実際には衛府の「挂甲」が、したしかに入っている方向で変容を遂げたことを推論した。召仰における近衛次将・府生・以上、はなはだ雑駁ながら、醍醐の即位式を画期に即位式が簡略化す以上、はなはだ雑駁ながら、醍醐の即位式を画期に即位式が簡略化す

う国家儀礼形態の大きな転換と密接に関連していることが想定されるだろ儀」(元日朝賀・即位式)における衛府官人・舎人の挂甲着用の廃絶といは(狩野文庫本『類聚三代格』巻四 廃置諸司事)、以上述べてきた「大の統合および造兵司廃止と造兵司機能の兵庫寮への吸収という官制改革このようにみるなら寛平八年九月七日になされた左右兵庫の兵庫寮へ

儀礼体系の転換という側面からさらなる深化の余地が残されている(パ)。 士の設置とも密接に関係すると思われる。王朝国家体制への転換の問題は、う。それは、宇多朝における儀礼体系の転換、内裏宿衛の変化や瀧口の武

う大量の鉄製挂甲のうち、 に時代遅れになっていた。 換していた九世紀、内兵庫・兵庫寮(左右兵庫)収蔵の鉄製挂甲はすで 賊の脅威に晒され、出羽でも俘囚たちの不穏な動きがあった。 のころ東国では僦馬の党の反乱が猖獗を極めており、大宰府では新羅海 中央「兵庫」収蔵挂甲がはるばる出羽国に送られた例として、『続日本 坂東諸国・大宰府・奥羽両国に賜与されたのではないか。飛躍しすぎで て「新様」にリニューアルできる。全面廃棄されることになったであろ 紀』宝亀十一年(七八〇)五月八日条「以, あることは承知のうえで、 |鎮狄将軍之所|」の記事をあげておこう。 それでは廃棄された挂甲はどのように処分されたのだろう。 しかし後述するように挂甲は解体修理によっ かなりの数が武芸官人個人に下賜され、 一つの可能性として問題提起しておきたい。 ||京庫及諸国甲六百領|、且送 醍醐即位 革甲に転 また

四、年料器仗「様」御覧と兵庫

1、諸国年料器仗制

とする器仗との関連について検討してみよう。ここでは「資料」の推定が妥当であるか否かを含め、天皇と甲冑を中心ていた可能性」が指摘され、新聞紙面でもそのような意義が強調された。御物として伝世」「大和王権以来の天皇権力を象徴する武具として機能し関心が集まった。「資料」では「累代の伝世品」「皇位を象徴する武具が出土したことから、調査関係者の間や新聞報道で天皇と甲冑との関連に出土したことから、調査関係者の間や新聞報道で天皇と甲冑との関連に出土したことから、調査関係者の間や新聞報道で天皇と甲冑との関連に出土したことから、調査関係者の間や新聞報道で天皇と甲冑との関連に出土したことが、

まず、天皇による諸国年料器仗「様」御覧からみていくが、その前に

(『続日本紀』)。 (『続日本紀』)。 (『続日本紀』)。 (『続日本紀』)。 (『様」にもとづく甲・太刀・弓箭・胡籐の国別年間製作量を定めてい格「様」にもとづく甲・太刀・弓箭・胡籐の国別年間製作量を定めてい格「様」にもとづく甲・太刀・弓箭・胡籐の国別年間製作量を定めてい格「様」にもとづく甲・太刀・弓箭・胡籐の国別年間製作量を定めてい格「様」にもとづく甲・太刀・弓箭・胡籐の国別年間製作量を定めてい格「様」にもとづく甲・太刀・弓箭・胡籐の国別年間製作量を定めてい格「様」にもとづく甲・太刀・弓箭・胡籐の国別年間製作量を定めてい格「様」にもとづく甲・太刀・弓箭・胡籐の国別年間製作量を定めてい格「様」にもとづく甲・太刀・弓箭・胡籐の国別年間製作量を定めてい格「様」にもとづく甲・太刀・弓箭・胡籐の国別年間製作量を定めてい格「様」にもとづく甲・太刀・弓箭・胡籐の国別年間製作量を定めてい格「様」にもとづく甲・太刀・弓箭・胡籐の国別年間製作量を定めてい格「様」にもとづく甲・太刀・弓箭・胡籐の国別年間製作量を定めてい格「様」にもとづく甲・太刀・弓箭・胡籐の国別年間製作量を定めてい格「様」にもとづく甲・太刀・弓箭・胡籐の国別年間製作量を定めていた。

的としているが、それだけでなく、諸国が腕に撚りをかけて貢進用に特 格兵器によって更新していくための計画生産であったと考えている⑶。 引き継いだ国造軍以来の雑多な軍団兵士用器仗の朽損廃棄分を、 製した最高品質の器仗を中央に回収して中央兵庫備蓄器仗を充実させる 司の技術水準と同等レベルにまで到達した(到達することを要求され ことも目的としていたと考えられる(ヨ)。 みてよい´ミシ゚。『延喜式』の規定では中央への挂甲「様」貢進国は四〇箇 海道諸国に年料器仗生産が命じられた天平宝字五年七月の時点のものと 道諸国を含む諸国年料器仗の国別生産数は、 た)ことを意味するであろう。『延喜式』(兵部省(諸国器仗条)の西海 に達する。八世紀中葉~後半には、 進されたのであった。 であり(西海道諸国「様」は大宰府に貢進)、毎年四〇領の新造挂甲が貢 「様」(サンプル) 貢進開始は、地方諸国の器仗生産技術水準が中央造兵 右内兵庫に蓄積されていたはずである。 この年料器仗生産の目的については諸説あるがい 様」貢進は、 諸国年料器仗の品質・性能の均質性を担保することを目 計算上は一〇年で四〇〇領、 膨大な数の諸国貢進 **霊亀**元年 松本政春氏が説くとおり西 (七一五) 五〇年で二〇〇〇領 私は、 評造軍 段階での 挂甲が から

産継続の本来的な意味は失われ、しだいに生産停止されていったものとからは、対蝦夷戦争の動員対象地域であり兵站地である東国を除いて生なってはいるが、延暦十一年(七九二)に諸国軍団兵士制が廃止されて甲に転換され(『続日本紀』)、建前では九世紀にも継続していることにこの年料器仗生産は、宝亀十一年(七八〇)八月十八日勅で鉄甲から革

2、造兵司器仗生産

思われる。

員令兵部省条造兵司集解別記によれば、一○月から三月までの六ヶ月間、 戸が小札を綴じて挂甲に仕上げた(職員令兵部省条)。 二条大路出土木簡 だった(3)。 は律令国家の兵器生産と技術水準の維持・革新の中枢的位置にあった。 造器仗は諸国年料器仗製造の 兵部省条集解穴説に「兵器・儀仗者、諸国并造兵司所」造也」、 八行甲 た挂甲に付けられた付札であった。 「新様」鉄甲・革甲の設計・試作、仕様の全国配布なども造兵司の役目 「依,,正文 , 、諸国器仗又造兵司所」作器仗也」とあるとおりである。 雑工戸」から徴発した役夫を使役して器仗製造するとある。 律令国家の兵器生産の中枢は、 後九行□□(ヨ)」とあるのは、 に「左甲作千代 背一尺一寸 挂甲製作では「鍛戸」二一七戸が小札を鍛造し「甲作」六二 「様」(モデル)となるものであり、 兵部省所管の造兵司であった。 千代という名の 胸一尺二寸 「甲作」が綴合し 下三尺八寸 造兵司製 師説に 造兵司 職 員令 前

造兵司による器仗製造数とりわけ挂甲製造数は削減され、挂甲における覧に供されたはずである。しかし諸国器仗「様」貢進が軌道に乗ると、司年料器仗の「様」(サンプル)も諸国年料器仗と同じ手続きで天皇の御器仗・諸衛府府庫収蔵器仗の廃棄分補充であったと考えられる(※)。造兵料器仗生産の目的も、諸国年料器仗の生産目的から類推して、兵庫収蔵定数量(年料)の器仗の計画生産が行われていたのであろう。造兵司の年定兵司では諸国年料器仗と同様に、「様」(統一規格)をもとに毎年一造兵司では諸国年料器仗と同様に、「様」(統一規格)をもとに毎年一

3、F斗器は「诶」即覧 造兵司の役割は後述する修理に比重を移していったものと思われる(ヨ)。

3、年料器仗「様」御覧

二月か翌年正月になるか。ところで正月七日節会の御弓奏の奏進主体を 質・性能を点検し、点検を終えると兵部省と兵庫は国解文を副えて内裏 に進上し、太政官はそれを兵部省に下し、兵部省が「兵庫」とともに品 る寛平八年(八九六)以前は、諸国進上「様」器仗の点検・奏進は、 司」としている。このことから判断すれば、造兵司が兵庫寮に統合され に奏進し、天皇の「御覧」に供する、と規定されている。 器仗は、 奏進していたものと考えられる。 て造兵司は諸国「様」器仗だけでなく、造兵司製造「様」器仗も同時に 省と共に「造兵司」が行う規定であったとみなければならない(ヨ。 『延喜式』は「兵庫」としているが、『内裏儀式』『内裏式』では「造兵 "延喜式』(兵部省 様器仗条、 諸国が朝集使に付して国解文を副えて太政官に十一月一 兵庫寮 様器仗条)によれば、 天皇御覧は十 日まで そし

この規定は、諸国年料器仗「様」御覧にも適用されたはずである。 甲を含む器仗を賞翫するために兵庫および臣下に献じさせることがある で諸国年料器仗「様」御覧の場合を想定して、この規定を義解・集解に ことを想定している。兵庫には天皇愛玩の器仗がありえたのである(ヨ゚゚)。 随,,献人,将入4」とある。この規定は、義解・集解によれば、 を兵庫に下し 返却する。 兵・典兵)@が受け取り、天皇の「御覧」に入れたのであろう。 て参入する、ということになる。その器仗「様」を後宮女官の兵司 参内したら、 よりながら解釈すれば、 「御覧」が終わると、兵司は「様」を内舎人に返し、内舎人は兵部省に ところで宮衛令19献軍器条には「凡有」献,「軍器戎仗等」、 兵部省が太政官に(御覧完了の旨を)申すと、太政官は官符 内舎人がそれを受け取り、兵部省官人・造兵司官人を随え (『延喜式』 兵部省 兵部省官人と造兵司官人が器仗 様器仗条)、 兵庫の「覆奏」 「様」を持って 即令上内舎人 天皇が挂 ののち、 天皇

の ていたし、天皇が「御覧」じて賞翫するのはなんといっても華麗な挂甲 という手順になる。挂甲の「様」は当然この器仗「様」のなかに含まれ 太政官・兵部省・中務・監物・兵庫の立ち会いの下で兵庫に収納する、 できばえであろう。

び内兵庫であった。兵庫に収蔵されたこれらの挂甲は、 手続きを経て兵庫に収蔵されたのである。その兵庫とは、 衛士らが元日朝賀・即位式など「大儀」で、また「非常」(戦争・内乱鎮 圧)で着用するために収蔵されたのである。 造兵司年料器仗と諸国年料器仗の「様」 は、こうして天皇 内舎人・兵衛・ 左右兵庫およ 一「御覧」 の

える。 札が混在しているのは、内兵庫収蔵挂甲の構成からみて当然のこととい 出土小札に、八世紀の造兵司生産挂甲小札と諸国年料挂甲貢進 の「様」の進覧、兵庫への収蔵というプロセスをみれば、 着用の羊甲など)、内兵庫収蔵挂甲は、基本的には奈良時代には内舎人・ た聖武に献上された「大伴淡等 る挂甲・器仗が内兵庫に収蔵されていてもおかしくはないが(註38でみ を象徴する武具」、「大和王権以来の天皇権力を象徴する武具」ではない。 九世紀には近衛着用分であり、それは「御物として伝世」された「皇位 兵衛ら着用分(中衛府などはここでは触れない)、左右近衛府が成立した 以上、奈良時代の造兵司と諸国における挂甲の年間計画製造、 ただ天皇への器仗進覧手続きからいえば、天皇がとりわけ賞翫す (旅人)」注記の御弓や後述する小野春風 長岡宮内裏跡 「様」小 天皇へ

天皇御: 物器仗と内蔵寮

1 正月七日御弓奏

という解釈は、この想定に一定の論拠を与える可能性を示す。「内兵庫」 のであるが、 報告書は出土挂甲小札が代々伝世の天皇御物であったことを想定する 職員令内兵庫条集解或説の「此司為,|御料| 設者、

> 収蔵挂甲のなかに天皇「御料」=御物があったと解釈しているのである ただし或説は「未だ明らかならず」と断定を避けている。

43 0

弓。又種種矢」を献ずと奏すとあるから、「兵庫」に収蔵されていた御弓 部省官人が南庭で「兵庫寮」官人を率いて「兵庫寮乃仕奉施正月七日乃御 正月七日白馬節会の次第のなかに、 御料として新規に製作した御弓と種々の矢を奉献した。御弓は伝世品で 奉流正月七日乃御弓、又種種矢」を献ずと奏すとあり、「造兵司」が天皇||-||礼 が奉献されたと考えてしまいそうであるが、そうではない。『内裏儀式』 九六)、造兵司を吸収した兵庫寮が製作した御弓ということである。『内 はなかったのである。『延喜式』で「兵庫寮」とあるのは、寛平八年 裏儀式』では、兵部省の御弓奏が終わったら、内蔵寮官人が 「御弓奏」がある。『延喜式』(兵部省 するのは「内蔵寮」だったのである。 寮官人が「検収」するとある。造兵司が製作した天皇御物の御弓を収蔵 (七日宴会式) では兵部省官人が「造兵司」官人を率いて「造兵司乃供 「収」め退出するとあり、『延喜式』(内蔵寮 天皇「御料」=天皇御物としてはっきりしている器仗は弓矢である。 兵部省が天皇に弓矢を献じる 七日条)では、 七日舞台飾条)でも内蔵 兵部卿以下兵 「御弓」を

られ、「御的」が懸けられた(『西宮記』 殿」に御弓台・御矢台が置かれ、 て献じられたのであった。醍醐天皇に始まる十月の射場始では 弓也」とあり、本来は正月十七日の射礼で天皇が習射するための弓とし 二 正月乙 七日節会)「兵部省御弓奏」頭書に「為,|射礼,供, 射場始での天皇親射の例として天暦元年(九四七) れることがあった(『九暦』天慶元年(九三八)五月二十四日条)。 御弓奏で奉献された御弓は何に使われたのだろうか。『江家次第』 (『九暦』 天暦元年十一月三十日条)。 賭射でも「天皇習弓」が行わ 天皇が射るときには「御射席」が設け 恒例第三 十月 の村上天皇の記録が

領の収蔵施設とも関連する。 次節で述べる元日朝賀・即位式における天皇「威儀物」としての挂甲二 11 以上のように、 御物は、「兵庫」ではなく「内蔵寮」に収蔵されたのであった。 射礼や賭射や射場始で天皇御料として用意される御弓 これは

2 大饑(元日朝賀・即位式)における威饑物挂甲二領

うことができるだろう。天慶九年 即位式で陳列される「威儀挂甲」こそ、 式には大極殿前庭の左右に「挂甲」が一領ずつが並べられたのである。 められた「挂甲二領・刀十六口・桙八口・弓十六張・胡籙十六具」 列北に左右に分けて陳列された。「威儀物」にはそれぞれ袋に入れ櫃に納 威厳を演出するための御物として、「威儀物」が大極殿前庭の左右近衛陣 りは先述したとおりである。 種器仗が含まれていた(『延喜式』内蔵寮 元日朝賀・即位式(大儀)において、大極殿高御座に出御する天皇 (九四六) 村上即位式のときの混乱ぶ 天皇相伝御物としての挂甲とい 威儀具条)。 元日朝賀・即位 の各

朝賀・即位式に威儀物として陳列される天皇相伝御物の挂甲は内蔵寮に 庫」にではなく「内蔵寮」の倉庫に収納されていた(3)。 収蔵されていたのであり、 た(『延喜式』内蔵寮 舎人寮官人・舎人が左右に分かれて威儀物を持って大極殿前庭に整列 政官符を受けた兵部省符を待って二日前に大舎人寮に出給し、 春興殿とは関係ない。 大内裏図では内裏の北西方向斜向かいに位置していた。]蔵寮に収納されたのと同じである。 正月七日白馬節会における御弓奏のあと天皇御物の御弓と種々矢が かしこれら天皇御物の「威儀物」 内蔵寮は不動倉収蔵挂甲二領を含む威儀物を、 威儀具条、 内裏春興殿に納められていたわけではなかっ 同大舎人寮 元正条)。 器仗は、 挂甲を含めて「(内) 当然ながら内裏 内蔵寮は平安京 すなわち元日 当日、 太 兵 大 し

る威儀物=天皇相伝御物としての挂甲とは関係ないということができる。 したがって今回出土した小札は、元日朝賀 即位式で大極殿前庭を飾

> いたと想定することはできない。 天皇御物としての挂甲・弓・矢・胡籐は内蔵寮に保管されていたのであ 今回出土の挂甲小札から、 天皇伝世御物挂甲が春興殿に収蔵されて

ŋ

兵庫 収蔵挂甲の 耐用年数と曝 修 理

1 小野春風着用羊革甲

甲があった。 安の古様を温存している」という(『国史大辞典』)。「楯無」には及ば 無」の鎧は、新羅三郎義光以来の相伝といい、 いまでも、 の耐用年数は一〇〇年以上に及ぶ。 九~一〇世紀にも長期にわたって内裏に伝来された武勲耀く 小野春風着用の「羊革甲」である。 著名な甲斐武田氏伝来の 鈴木敬三氏によれば 「楯

『三代実録』貞観十二年(八七〇)三月二十九日条に、

韶許」之、其牛革甲給,陸奧権守小野朝臣春枝 後兄春枝進」之、望請、 侯部止彼須可牟多知等造」乱之時、石雄着,,彼甲,、討,,平残賊,、 臣石雄家羊革甲一領、牛革甲一領在,|陸奧国,、去弘仁四年賊首吉弥 從五位下行対馬守兼肥前権介小野朝臣春風奏言、 給,羊革甲,、以警、帰京之日、全以進」官 故従五位上 一小野朝 厥

とある。 上されていたが、 乱平定後、 た「羊革甲」と「牛革甲」を着用して残敵を討ち平らげる活躍をした。 れたさい 首吉弥侯部止彼須可牟多知らが反乱し、文室綿麻呂が征夷将軍に再任さ が着用した羊革甲の下賜を奏聞した記事である。弘仁四年 芸官人(キ゚)」小野春風が、 の任務を果たした暁には甲を再び太政官に進上すると奏言し、 同年正月二十五日に従五位下に叙され対馬守に任じられた「武 (『日本紀略』五月三十日条)、小野石雄は陸奥宅に私蔵してい その武勲に耀く二領の甲は春風の兄春枝によって太政官に進 春風は、 新羅海賊対策に派遣されるにあたって亡父石雄 武勲の宿る父の羊革甲を拝領して新羅海賊撃 八一三

く鎮守将軍・陸奥介を務め今は権守として陸奥国にある兄春枝に下賜さ いが詔許されたのであった。 父石雄が着用したもう一領の牛革甲は、

かろうか。 石雄・春風・春枝が着用した石雄伝来の羊革甲・牛革甲だったのではな を平定せよとの詔を受けて京を進発したが、そのとき二人は天皇から と思われる。 「甲冑各一具」を下賜された(『三代実録』)。この「甲冑各一具」も、 春風は対馬守任期終了後帰京したさい羊革甲を太政官に返納したもの 先に陸奥権介に任じられていた坂上好蔭とともに、 ついで元慶二年(八七八)六月八日、 鎮守将軍に補された 出羽俘囚乱

袋入りの冑はどこにもなく、「小野朝臣春風所進之甲一領」があるだけだ 慶九年(九四六)になっても内裏に所蔵されていた。先述した事例であ 東西に置く錦袋入りの「威儀物」胄二領を蔵人所から受給されることに るが、『九暦』によれば同年四月二十八日の村上即位当日になって、 たのである。 春風所進甲(羊革甲であろう)が蔵人所に収蔵されていること再発見し はなく、大舎人寮官人の勘違いだったのであるが、そのおかげで師輔は、 った。錦袋入り「威儀物」挂甲は内蔵寮所蔵物だから蔵人所にあるはず なっていると申請してきた。 人寮官人が「雑事催行」担当大納言藤原師輔に、大極殿の高御座の前庭 この武勲の誉れ高い春風着用羊革甲は、それから七〇年近く経った天 師輔は蔵人に命じて蔵人所を探させたが錦 大舎

東国の乱から天慶の乱に到る「戦術革命」の時代に甲冑の形態も大きく とは驚嘆すべきである。 (八七○)、元慶二年(八七八)の二度にわたって春風に下賜され、それ ここで春風父石雄が弘仁四年(八一三)に着用した甲が、貞観十二年 春風着用羊革甲はもはや時代遅れになっていたはずであるが、 (九四六)になってもなお蔵人所に大切に保管されていたこ その間、 実に一三〇年の歳月を経ている。

ここでは甲冑が一三〇年にわたって保存されていたことに注目すべきで

長

野春風所進甲冑が収納されていた「蔵人所」はどこを指すのだろうか。 なく、春風所進の甲胄が一領あっただけである、ということになる。 場所としての蔵人所すなわち校書殿なら、校書殿納殿に錦袋入りの胄は 蔵人所がカギを管理しているかつての「内兵庫」春興殿か安福殿ではな るのは不自然であるように思われる。 収蔵庫であるから(『西宮記』臨時五 かし校書殿納殿は「恒例御物」すなわち天皇の日常使用に供する調度の かったか(*)。 挂甲の耐久性を論ずる本節の目的からは少しはずれるが、このとき小 春風奉献甲胄を収蔵していたのは、 所々事)、春風奉献甲冑を収蔵す

2、兵庫収蔵挂甲の曝凉

で連絡し、 式』(兵部省 兵庫器仗条)も、 が太政官に申請し、太政官が天皇に鑰を奏請して曝凉するとある。『延喜 職員令左兵庫寮集解釈説は、曝凉の時は兵庫が兵部省に申請し、兵部省 庫之最」(評価ポイント)として「慎,於曝凉,、明,於出納,」をあげる。 兵庫条に頭の職掌として出納と共に「曝凉」をあげ、考課令最条は 期間は一〇日間、 政官の奏請にもとづいて監物・典鑰が開閉したことがうかがえる。 る兵庫の鑰の開閉について触れてはいないが、集解釈説の記述から、 兵部官人・兵庫官人が曝凉を監する、とする。『延喜式』では曝凉におけ に命じて衛士を出させる、とする(『延喜式』兵部省 凉のための挂甲出納は、 挂甲は定期的に曝凉しながら長期間使用するものであった。 と異なり、 「非常警衛」やクーデター鎮圧などの軍事的利用のための出納(勅 兵部省から太政官に申請し、太政官が中務省に日を択ばせ、 申請主体は兵庫自身であり、 曝凉要員は兵庫が太政官に申請し太政官が左右衛門府 元日朝賀などの儀仗のための出納(諸衛府の申 本司(=兵庫)が事前に兵部省に「移」 兵部省の監督下で兵庫によ 兵庫器仗条)。 太

って曝凉が行われた。

長期使用が可能になるのである。わけ挂甲は、随時の曝凉を通して一〇〇年を超える長期耐用性の維持、念に「曝凉」することが武器を長持ちさせることの秘訣であった。とり業務として「曝凉」がいかに重要であったことを物語る。このように丹乗庫の「最」が「曝凉」であるのも、武器収蔵庫である兵庫の日常的兵庫の「最」が「曝凉」であるのも、武器収蔵庫である兵庫の日常的

3、兵庫収蔵挂甲の修理

在外者、 経 収蔵器仗も諸国軍団兵庫器仗も三年に一度修理する規定があった。『続日 出給,破壊者、 庫 費,,,功役,、 本紀』宝亀十一年(七八〇)八月十八日条には もなお維持されており、 した同年以降も、 しあり、 |器仗条には 示している。 |、殊亦易¸成、自今以後、諸国所¸造年料甲冑、 年序一、 /庫収蔵挂甲はまた定期的修理によって保全されていた。 毎年進、様、 役,,当処兵士及防人,、 諸国甲胄の三年一度修理原則は宝亀十一 今革之為」甲、牢固経」久、擐」躬軽便、中」箭難」貫、 悉皆渋綻、 「凡貯」庫器仗、 並随」事料理、 但前造鉄甲不」可,,徒爛 既存鉄甲は廃棄せず従来どおり三年一度修理するよう 多不」中」用、三年一度立」例修理、 諸国年料甲冑を鉄甲から革甲へ転換する決定を 在京者、 調度用 有,,生、渋綻断,者、三年一度修理、 所」須調度人力、 |当国官物|」とあり、 每、経,,三年,依、旧 年 「勅、 皆宜、用、革、 (七八〇) 今聞、 申 太政官 随修随破、 左右内兵庫 営繕令8貯 諸国甲冑稍 に至って 計 修 即依 , 処分、 之 若経, 其功 前 極

であるが、 うち「毎年」五○領を修理して本庫に返納するとしている。 到 (庫が造兵司を併合して兵庫寮となった寛平八年 は兵庫収蔵甲のうち 延喜式』(兵庫寮 料修理 統合以前は造兵司で修理させていた。 即返 |納本庫| 」の規定がある。 「造兵司」 損甲条) には 修理年料甲は 「凡破損甲 兵庫寮では収蔵破損甲の 一〇〇領、 貞観五年 (八九六) 毎年五十領、 修理料として (八六三) この規定は 以降の規定 待 官符 以

> じられ(同上)、尾張以下六箇国一○○張になった(『延喜式』 六) 五月、 規定として定着したのである。 領に削減した(『三代実録』貞観八年五月十九日条)。 諸国貢馬革二○○張が宛てられていたが、貞観五年に年料修理甲を五○ 記事が採禄されたのなら、 五年かかったり、 る弘徽殿を居所としていたことと関係があるのではないかと考えている。 註7で述べたように、陽成天皇がこの時期清涼殿・仁寿殿の北に位置 録』元慶二年年十月十一日条)。この修理済み甲冑の宜陽殿運納の理由 には造兵司の(修理済みの)甲冑五〇具が宜陽殿に運納された(『三代実 春興殿に運納されたのは、 同年に「造兵司」に修理に出された春興殿甲冑七三領の修理が完了して 諸国進馬革条)。年貢馬革の貢納の半減とどう関係するかわからな れたり、 (『三代実録』貞観十三年六月二日条)。さらに元慶二年 年料修理分五〇領を二三領も超過して修理に出されたり、 規定と食い違う事例ばかりが目立つが、 太政官処分で伊勢以下九箇国の年貢馬革一〇〇張の停止が命 修理完了分が春興殿・安福殿ではなく宜陽殿に納めら 五年後の貞観十三年(八七一)六月であった 他の年次は基本的には規定どおり行われて 甲修理数半減を受けて、貞観八年 規定と違うから正 これが 『延喜式 (八七八) 十月 修理完了に 一民部下 が

部省に 以外に兵部省が兵庫収蔵器仗に対して直接関与することはなかった 修理も兵部省を通して申請したものと思われる。 修理申請が兵部省になされるとは規定されていないが、 修理用に充てることになっていた 態に応じて「除毀」が決定され、 員令兵部省条集解師説 兵庫収蔵挂甲の修理も、 「移」で通知し、兵部省から太政官に申請してなされるのだから、 器仗に関与したが **曝**凉同様、 (兵庫から受け取って造兵司に下す)、それ 除毀分は兵部省に送り (軍防令45在庫器仗条)。 兵庫から太政官に申請し、 兵部省は修理の時に **曝**凉が事前に兵 (造兵司での) 在庫器仗条は 破

たということであろう。

4、兵庫収蔵挂甲の修理料物とモデルチェンジ

ると、 商布一丈三尺、洗革四半張、掃墨一合、馬革一張半、 を(兵部省を通して)太政官に申請し、官符到着を待って料物を大蔵省 造兵司は、兵庫から送られてきた破損甲冑の修理に必要な料物と労働力 規定であるから、寛平八年以前の修理主体を造兵司として読み替えれば、 本庫,」とある。『延喜式』の規定は造兵司が兵庫寮に吸収されたあとの 分」、『延喜式』(兵庫寮 儀式の際に共に使用されることがあったとは考えにくい」ので、 生まれ変わるのである。「資料」のように、「新旧の甲冑が天皇の警護や 新威・新緒で綴じ直され飾り直され、新品同様の見違えるような挂甲に いったん解体されて小札一点一点が漆でコーティングし直され、 などから受け取り、修理するのである。 必要はないのである。 皇位を象徴する御物の要素を有した甲」が存在していたことを想定する 態に備えて天皇警護のために装着する「実用可能な最新式甲とは別に、 年料別貢雑物」として直納されるが、他の料物の多くは大蔵省から支 布などは威・緒、 一人」を計上している。 金漆七勺六撮、緋絁二尺五寸、 "延喜式』 (兵庫寮 営繕令8貯庫器仗条に「在京者、 漆・金漆は小札のコーティング、緋絁・緋糸、糸・調綿・ 馬革は小札の綴革として使われる。修理する挂甲は 修理挂甲条) 損甲条) 修理に必要な料物 に「待,,官符到,請,料修理。 緋糸三銖、 は「修理挂甲一 前記のとおり、馬革は諸国から 所」須調度人力、 糸五銖、 (調度) の調達についてみ 領料」として 糸一両三銖、 調綿 申,,太政官,処 一屯六两、 即返一納 新革・ 非常事 「漆四 単 功

庫器仗条は、使用不能になった「在庫器仗」について、兵庫から太政官甲に使用不能な破損小札があった場合どうしたのだろうか。軍防令45在には、小札の新作補充は含まれていないのである。それでは修理する挂鉄が含まれていないことである。『延喜式』の規定では、破損挂甲の修理ここで問題にしたいのは、修理料に挂甲の主要部材たる小札の素材の

によって促進されたとみなければならない。

物」などという解釈をする必要はまったくないのである。物」などという解釈をする必要はまったくないのである。「皇位象徴御たならば、おのずから理解可能になろう。「天皇伝世御物」「皇位象徴御たならば、おのずから理解可能になろう。「天皇伝世御物」「皇位象徴御たならば、おのずから理解可能になろう。「天皇伝世御物」「皇位象徴御たならば、おのずから理解可能になろう。「天皇伝世御物」「皇位象徴御」にという発掘成果は、以上のような挂甲修理・保全のあり方を前提にしたという解釈をする必要はまったくないのである。上のまりに修理には廃棄分挂甲の小札が使われるわけであるから、一領の挂甲うに修理には廃棄分挂甲の小札が使われるわけである。

t 审小 埋納 の意味するも

ては 伴っていた可能性」があることを想定している。 九三)正月二十一日(『日本紀略』) 遺構中に埋められた」ことを示しており、埋納された したという。このことは長岡宮春興殿相当殿舎が 都に伴い長岡宮城を解体するために『東院』へ遷御した延暦十二年 「解体にあたりその建物の性格を反映して何らかの祭祀的な行為が によれば、 挂甲小札は 「切石の抜取痕跡の埋土中」 直後の頃」であり、 「解体された時にこの 「時期は、 埋納理由につい から出土 平安遷

は、 いて検討する必要があると思う。 裏殿舎移転にともなう解体儀礼や土公神祭祀との関係、第二に、この時 うことである。この問題について成案があるわけではないが、 挂甲小札出土状況についての「資料」の説明を受けて検討すべき課題 解体移転にあたって行われた「何らかの祭祀的な行為」が何かとい 兵革災厄の予兆とされるようになる「兵庫鳴動」との関係につ 第 一に内

> 年 る

は

俗学の分野では「建築儀礼」と総称されるようであるぽ。 である土公を祭る土公祭が起工・竣工時に行われた。 と呼ばれる引っ越し儀礼があり、平安中期以降には陰陽道の土の守り神 艺 守護してくれるよう祈願する起工式)→「上棟祭」→「新宅祭」 付着した罪や穢や祟りを除去し地主神に新家屋とここで営まれる生活を ることを見守ってくれるよう祈願)→ これまで家屋と生活を守護してくれたことに感謝し建物を解体し退去す われている建築儀礼は、「解体清祓祭」(旧家屋の宅神と宅地の地主 建造物新築にあたって行われる地鎮祭などは、 という流れであるが、平安時代には天皇・貴族の間で「新宅移徙」 「地鎮祭」 (新家屋を建てる土地に 建築実務や建築史・民 今日、 広く行 (竣工

基壇縁石抜取跡に埋納された挂甲小札は、

このような「建築儀礼」

の観点からいえば、

今回の春興殿相当殿舎の

「内兵庫」

を

「解体清祓」

する

儀礼の地鎮具として埋められたものと思われる。

庫鳴動」 味があった。 鳴動している(『続日本紀』)。四月一日の場合、光仁不予、十二月二十 四月一日の左右兵庫鳴動、同年十二月二十六日には「兵庫南院東庫」が 天応元年(七八一)三月二十六日の美作国の苫田郡兵庫鳴動言上、 即位の準備が着々と進められている時期であった。対蝦夷全面戦争への るとみなされていたのである。宝亀十一年(七八〇)十月、天応元年 のような敵国侵攻や反乱や疫病侵入などの災厄の予兆であり、「兵庫」 官に占わせたことがわかる貞観~元慶期の事例は、 と地方諸国の兵庫鳴動の記事が正史にしばしば登場する。 六日の場合は二十三日の光仁崩御と関連している。とくに九世紀に入る 不安と緊張、 (七八一) は、光仁の不予・崩御、対蝦夷戦争の開始というなかで桓武 「北境東垂の兵火」すなわち新羅海賊を警戒防禦せよ、というものであ 「鳴動」することによって「兵革」・疫病を予告する霊力が備わってい (『三代実録』貞観十二年 (八八〇) 二月二十八日条、 |岡京から平安京への遷都事業における兵庫の解体清祓には特別 は、 延暦十二年(七九三)正月二十一日に「東宮」から「東院 宝亀十一年 光仁崩御・桓武即位に伴う不安と緊張が高まる中での「兵 桓武や貴族支配層に対して自制・自粛を促すものであった。 (七八〇)十月三日の左右兵庫鳴動にはじまり、 (八七〇) 同十二年六月十三日条、 同五年八月十四日条)。「兵庫鳴動」はそ 「隣敵」「遠方兵賊 陰陽寮や神 同元慶四 祇

小札を、私はこのようにとらえたい。かから選ばれたのかもしれない。今回の長岡宮内裏跡から出土した挂甲数領分だったのかもしれない。あるいは修理用に備蓄していた小札のな合して組成された一領分を解体して選んだ小札だったのかもしれないし、

おわりに

三点の課題を中心にまとめて稿を閉じたい。れ論点は多岐にわたってしまったが、最初に「本稿の課題」で提示しためぐって、文献史学の立場から検討を加えてきた。いたずらに冗漫に流め上、本稿では長岡京内裏の春興殿相当殿舎から出土した挂甲小札を以上、本稿では長岡京内裏の春興殿相当殿舎から出土した挂甲小札を

(1) 平安京内裏の春興・安福両殿は、九世紀を通じて左右近衛府着用(1) 平安京内裏の春興・安福両殿は、九世紀を通じて左右近衛舎人(内舎人・兵衛ら)が着用する挂甲を収蔵する「内兵庫」であった。大同元年(八〇六)、官司としての「内兵庫」は充地之れたが、成立とはないった。大同元年(八〇六)、官司としての「内兵庫」は流大世紀を止され左右兵庫に統合されたが、収蔵庫としての「内兵庫」は九世紀を止され左右兵庫に統合されたが、収蔵庫としての「内兵庫」は九世紀を止された方には流行のののみ近衛所に出給・着用され、「非常」に備えた「厳密警覧」のときだけ出給・着用され、「後位においては「大儀」(元日朝賀・即位式)においてのみ近衛府に出給・着用され、「中儀」「小儀」で着用されることはないった。大同元年(八〇六)、官司としての「内兵庫」は廃しての注甲を収蔵する世紀を象徴する相伝御物としての挂甲など存在しなかった。

転換は宇多朝に行われ、寛平九年(八九七)の醍醐即位式ではじめて甲転換は宇多朝に行われ、寛平九年(八九七)の醍醐即位式ではじめて甲転換は宇多朝に行われ、寛平九年(八九七)の醍醐即位式ではじめて甲転換は宇多朝に行われ、寛平九年(八九七)の醍醐即位式ではじめて甲転換は宇多朝に行われ、寛平九年(八九七)の醍醐即位式ではじめて甲を皇位を象徴する相伝御物という評価を下すべきではない。

この転換は宇多朝に行われ、寛平九年(八九七)の醍醐即位式ではじめて甲転換は宇多朝に行われ、寛平九年(八九七)の醍醐即位式ではじめて甲転換は宇多朝に行われ、寛平九年(八九七)の醍醐即位式ではじめて甲転換は宇多朝に行われ、寛平九年(八九七)の醍醐即位式ではじめて甲に皇位を象徴する相伝御物という評価を下すべきではない。

る。出土小札はそのような祈りの痕跡である。 出土小札はそのような祈りの痕跡である。 出土小札はそのようながら平安京への遷都にあたり、兵革・災厄をもたら桓武期になって兵革・災厄の予兆である「兵庫鳴動」が頻発するように「内兵庫」を「解体清祓」するさいの地鎮具としてであった。光仁末・(4)挂甲小札が丁寧に埋納されているのは、「資料」の考察のとおり

註

- (財団法人向日市埋蔵文化財センター 二〇一〇年)(1)報道提供資料(担当梅本康広氏)「長岡宮の内裏跡で鉄甲を発見」
- 市教育委員会 二〇一〇年) 第八四集 長岡京跡ほか』(向日(2)『向日市埋蔵文化財調査報告書 第八四集 長岡京跡ほか』(向日)
- (3) 史聚会編『奈良平安時代史の諸相』所収(高科書店 一九九七

位式では華麗な錦製・布製の甲形を着けていた。この挂甲から甲形への

は挂甲を着用していたが、二〇〇年後の延久四年

九世紀末の光孝・宇多までの即位式では、

帯(一○七二)の白河即衛府官人・舎人の陣列

2

- (4) 北啓太「献物帳管見」(『正倉院紀要』三〇号 二〇〇八年)にも、 前掲中村註3論文をふまえて的確な紹介がなされている。 るが、行論の都合上、煩瑣にわたることをいとわず述べることにする。 本章の論述も事実関係について中村論文と重なる箇所も多々あ
- (5)前掲中村註3論文は本記事を本格的に分析し、春興殿の挂甲収蔵 機能について問題にした最初の研究である。
- (1)『三代実録』元慶二年 (八七八) 十月十一日条によれば、 6 殿親王(平城)から醍醐天皇の皇太子保明親王没まで、東宮は大内裏 化』三三--二 一九八一年)は、平安遷都後の桓武天皇の皇太子安 されている。その事情は不明であるが、同年六月二十九日には弘徽殿 修理を終えた甲冑五〇具が春興殿の北の殿舎である「宜陽殿」に運納 西雅院に恒久的施設として固定されていたことを詳細に考証している。 天皇が清涼殿や仁寿殿よりもさらに北に位置する弘徽殿を居所として で雷鳴陣が引かれ、翌年四月二十二日に清涼殿に遷御するまで、 いたことと関係があるかもしれない。 山下克明「平安時代初期における『東宮』とその所在地」(『古代文 造兵司で 陽成
- 8 あり、 兵庫(春興・安福両殿)のカギを保管していたのは(『延喜式』巻一 両殿の挂甲収蔵機能は消滅していたのである。内侍所 きない。『西宮記』が成立した一〇世紀中葉には、すでに春興・安福 移管されたことを意味する。 推測しておく。それは、 カギの管理が蔵人所か内侍所か「未詳」では、器仗の出納などで 監物)、監物がカギの開閉を行っていた九世紀のある時期までで 九世紀のある時点から蔵人所がカギを管理するようになったと 内兵庫が左右兵庫の所管から蔵人所の所管へ (内侍司) が内
- (9)『延喜式』(太政官出納条、兵部省器仗条、 谷知浩『律令国家と天皇家産機構』(塙書房 監物典鑰請匙条など)。なお監物によるカギの管理については、 二〇〇六年)第三部第 兵庫寮出納雑器仗条、 古尾

ŋ

- 中の器仗は本司 宮衛令12宿衛器仗条「凡宿衛器仗、若有;,人称,勅索者,、 然後付」之」の義解は、「謂、宿衛器仗者、 「中央保管官司におけるカギの管理」(初出一九九四年) 主司者、 兵衛及中務判官以上也」とあり、 (中務省・兵衛府) の所管であった。 衛府及内舎人所」帯之 内舎人・兵衛の宿衛 主司覆
- (11) 笠井純一「内兵庫覚書」(『続日本紀研究』二〇〇号 ある。 を「内兵庫」であったと推定している。 挂甲の収蔵庫であるから「天皇との結びつきが強かった」のは当然で 年)。後述するように、内兵庫は内裏宿衛にあたる内舎人・兵衛着用 の臣下に使用させるという意味も含まれていよう」と述べ、その施設 には天皇自身が使用するものもあろうが、一方天皇の命により側近ら 在」を想定し、「全体として天皇の周辺にあった」もので、「その中 甲)について、「常に天皇の近くに置かれていた大量の武器の存 なお前掲北註4論文は、献物帳所載の大量の武器(太刀・弓箭 一九七八
- 12 二人であったのに対し、左右兵庫監護の使者が一人であったことをあ それとも別々に所在したのか不明であるが、前者の可能性が高 げたい(『三代実録』天安二年(八五八)八月二十七日条、同貞観十 の論拠として清和・陽成二代の践祚にあたって左右馬寮監護の使者が 八年 (八七六) 十一月二十八日条)。 左右兵庫がともに平安京内裏図兵庫寮相当位置に所在したの 7
- (1)『儀式』(将軍進節刀儀)には、将軍凱旋後に将軍が返上した節刀 所(内侍所) に神鏡や太刀や魚形契(発兵符・解兵符) 後述するとおり九世紀末に「内兵庫」春興殿・安福殿の器仗収蔵機能が 明殿跡から焼損した神鏡・太刀四〇柄・契七四枚が見つけ出されてお 収蔵されていた。天徳四年(九六〇)九月二十四日の内裏焼亡後に温 は「兵庫」に収納されたとある。 (『小右記』 寛弘二年 (一〇〇五) 十一月十七日条所引村上御記)、 しかし摂関期には、 節刀は温明殿賢 などとともに

なかったからであろう。甲が入っていないのは、「内兵庫」閉鎖後、温明殿に移された挂甲はに「雑剣」と記されていることから明らかである。焼損物のなかに挂のであろう。この太刀が皇位を象徴するものでないことは、村上御記停止されたあと、節刀は太刀・契とともに内侍所=温明殿に移された

- 庫転倒により「近来」「官厨家」に「宿納」していた兵庫寮器仗「節旗一大嘗会装束司行事弁平信範が大夫史とともに行事所(大膳職)で、寮とある。『兵範記』仁安三年(一一六八)十月六日条には、高倉天皇(5)『続日本紀』宝亀十一年(七八〇)十月三日条に「左右兵庫鼓鳴」
- (16)『延喜式』(左近衛府 甲楯条)に「凡車駕巡幸応」須甲楯者、流、ホッット・鉦鼓一面、小鼓一面、懸鈎形」を点検している。
- 弩師一人」を置くことを命じている。寮)徒設≒其器(弩) 「、不↘置≒其人(弩師) 「」を理由に、「兵庫寮(17)『類聚三代格』延喜三年(九○三)二月八日官符は「彼寮(兵庫

前申奏請,受兵庫,、其数臨時聴、勅、

余府准」此」とある。

預

「兵庫」に収蔵されると規定されている。諸衛府が通常使用する「府国年料器仗「様」(挂甲・弓箭・胡籐・太刀)は、天皇御覧ののち、」から明らかである。また後述するように毎年天皇に奉献される諸紀』宝亀十一年(七八〇)十月三日条「左右兵庫鼓鳴、後聞,箭動声(18)左右兵庫に弓箭・胡籐が収蔵されていたことは、前掲『続日本

- 7、丁昜『寸生~論では「寸~草の壬ゟ」は「咋常の祭の天皇警固をら補充されたのではなかろうか。 庫」収蔵器仗(弓箭・胡籐・太刀)の朽損分は、「兵庫」収蔵器仗か
- 目的とする武器の収蔵であった」とする。(19)前掲中村註3論文は「内兵庫の任務」は「非常の際の天皇警固を
- 合の一環である。四月の左右近衛府の成立を含む、この時期の中央軍事関係官司の統廃四月の左右近衛府の成立を含む、この時期の中央軍事関係官司の統廃吉川弘文館)。大同三年正月の内兵庫の左右兵庫への統合は、前年(20) 関晃監修・熊田亮介校注『狩野文庫本 類聚三代格』(一九八九年
- (21)『延喜式』(監物 典鑰請匙条)にも「凡諸司蔵庫鑰匙、毎日与:監とする。ほぼ同じ理解であると思うが、より明確にとらえてみた。物,共旦請夕進、・大膳職・主殿寮・大教寮簿、但兵庫鑰臨時請進」とある。物,共旦請夕進、・大膳職・主殿寮・大教寮簿、但兵庫鑰臨時請進」とある。とする。ほぼ同じ理解であると思うが、より明確にとらえてみた。物,共旦請夕進、・大膳職・主殿寮・大教寮簿、但兵庫鑰臨時請進」とある。とする。ほぼ同じ理解であると思うが、より明確にとらえてみた。とする。ほぼ同じ理解であると思うが、より明確にとらえてみた。とする。ほぼ同じ理解であると思うが、より明確にとらえてみた。とする。ほぼ同じ理解であると思うが、より明確にとらえてみた。とする。ほぼ同じ理解であると思うが、より明確にとらえてみた。とする。ほぼ同じ理解であると思うが、より明確にとらえてみた。とする。ほぼ同じ理解であると思うが、より明確にとらえてみた。
- 櫃」は、内侍所が保管していた(『延喜式』巻一二 監物)。(23) 天皇が毎朝監物に下賜する出納諸司庫蔵の鎰を納めた「御鑰唐
- 遷御であるから、当然、「内兵庫」挂甲も運納されたはずである。を、その後十一ヶ月間は西宮を居所としている。薬子の変とも関連する嵯峨は即位の翌年の大同五年(八一〇)七月十九日から七ヶ月間は東宮(24) 詫間直樹編『皇居行幸年表』(続群書類従完成会 一九九七年)参照。
- されていたとみなければならない。(25) 文徳が後院冷然院に移御したとき内兵庫収蔵挂甲も冷然院に運納
- (左右近衛府 甲楯条)「凡車駕巡幸応」須甲楯者、預前申奏請示受兵庫」 甲は含まれていないが、挂甲を着用する場合があることは『延喜式』(26)『延喜式』(左右近衛府 行幸条)にみえる行幸供奉陣列の装束に挂

一)十月二十三日条、天平神護元年(七六四)十月十三日条など)。列は挂甲を着用していたと思われる(『続日本紀』天平十二年(七四からあきらかである。八世紀の行幸には騎兵将軍が任命されており、陣

甲着用しなかったのは、このような践祚事情と関係あるかもしれない。 本庫列が挂甲を着用したかどうかよくわからないが、内裏の鈴印匙鎰奉陣列が挂甲を着用したかどうかよくわからないが、内裏の鈴印匙鎰を東宮に遷置したとき春興殿挂甲四〇〇領を遷納しているので、挂甲上殺人事件を起こした陽成の強制退位から本命天皇が出現するまでの上殺人事件を起こした陽成の強制退位から本命天皇が出現するまでの上殺人事件を起こした陽成の強制退位から本命天皇が出現するまでの上殺人事件を起こした陽成の強制退位から本命天皇が出現するまでの天皇のはずであった(同『古代政治史における天皇制の論理』(吉川弘文館)光孝の場合、践祚時の御所東二条宮から東宮への遷御のさいに供名)光孝の場合、践祚時の御所東二条宮から東宮への遷御のさいに供

(28) 前掲詫間註24書

本史料』[第一編之八]天慶九年四月二十四日条所引)(2)山本本「即位部類記」天慶九年(九四六)四月二十六日条(『大日

(『広島大学大学院教育学研究科紀要第二部文化教育開発関連領域』(31) 山本佳奈「儀式書に見る平安時代の勝負儀礼の勝敗と勝負楽」究』第二篇第二章「『朝賀』儀式文の成立」(国書刊行会 一九八五年)。(在位三四年)は延喜二年(九〇二)・五年・十三年・延長七年(九二)・多(在位一一年)は寛平八年(八九六)譲位前年の一回、醍醐

35

前揭松本註32論文

ら相撲召合への転換を中心に明快に論じている。 儀礼体系への転換という観点に立って、勝負儀礼について相撲節会か撲『召合』へ」(『九州史学』一五六号 二〇一〇年)は、王朝国家第五七号 二〇〇八年)、同「相撲儀礼の転換—相撲『節会』から相

軍事制度の研究』第二編第二章(塙書房 二〇〇三年、初出一九八一(32) 松本政春「延喜兵部省式諸国器仗条をめぐる諸問題」(『奈良時代

流』(吉川弘文館 二〇〇五年)七年)、同「軍団」(平川南他編 『文字と古代日本2文字による交(3) 拙稿「日本律令軍制の基本構造」(『史学研究』一七五号 一九八

ない。前掲中村註32論文がすでに同じ趣旨で松本説を批判している。の権力闘争や民衆の抵抗運動と直結させる素朴な発想は学問的とはいえ定するが、逃亡役民による兵庫武器略奪はその厳重な管理体制からみて武器略奪による兵庫武器減少を想定)に対する中央武力の補強政策を想武器略奪による兵庫武器減少を想定)に対する中央武力の補強政策を想

平七(七三五)、八年、出土場所を光明皇后の宮を警備する衛府兵士の出土木簡概報(二二)』一九九〇年)。概報はこの甲付札の時期を天は大和政権以来の、諸国軍団では国造軍以来の雑多な挂甲は、修理をは大和政権以来の、諸国軍団では国造軍以来の雑多な挂甲は、修理をは大和政権以来の、諸国軍団では国造軍以来の雑多な挂甲は、修理をは大和政権以来の、諸国軍団では国造軍以来の雑多な挂甲は、修理をは大和政権以来の、諸国軍団では国造軍以来の雑多な挂甲は、修理を活し、依,新様,修理、国別有、数」とあるのは、このことを窺わせる。諸国、依,新様,修理、国別有、数」とあるのは、このことを窺わせる。諸国、依,新様,修理、国別有、数」とあるのは、このことを窺わせる。

有していたことになり興味深い。 が皇后宮に運納されたとすれば、光明皇后の皇后宮が「兵庫」機能を二〇一〇年)参照。左右内兵庫に独占的に収蔵されたはずの新造挂甲市埋蔵文化財調査報告書第84集 長岡京跡ほか』向日市教育委員会勤務場所とみている。なお、津野仁「長岡宮出土の小札甲」(『向日

権の軍拡政策への転換および大仏完成と関係するであろう。 を共に前年の大仏造営開始と密接に関連し、造兵司復置は仲麻呂政思とになる。なお、この造兵司停止は諸兄政権の軍縮政策の一環であまとになる。なお、この造兵司停止は諸兄政権の軍縮政策の一環であまとになる。なお、この造兵司停止は諸兄政権の軍縮政策の一環であまとになる。なお、この造兵司停止は諸兄政権の軍縮政策の一環であると共に前年(七五二)二月二十一日に甲作ら雑戸の使役は停止)、(3) 直接的な事実ではないが、造兵司は天平十六年(七四四)四月二

諸国器仗「様」貢進は行われていなかった。めに奏進主体を「兵庫」としているのであって、九世紀末にはすでに(40) 造兵司廃止後に編纂された『延喜式』では、規定上の整合性のた

「三人が所持していた弓を聖武天皇に献上したものであった」とする。麻呂」「坂上犬養」の注記を持つものは、「聖武天皇の寵遇を受けた」(41)前掲北註4論文は、献物帳の御弓に「大伴淡等(旅人)」「佐伯清

える女官の中に兵器のことを供奉する特定の女官がいた。『『尚兵』、女孺六人』(8兵司条)という規定があり、天皇に間近に仕(42)後宮職員令に「兵司 尚兵一人、掌、供7季兵器之事』、典兵二人、掌

もとに「本来は天皇供御の武器の保管か」とする。(4) 岩波日本思想大系版『律令』職員令65内兵庫条の頭注はこの説を

は外されたのか。

4) 長和三年(一〇一四)三月十二日、内蔵寮不動倉が焼失したとき、は外されたのか。

(45) 拙稿「捕亡令『臨時発兵』規定の適用からみた国衙軍制の形成した、一〇世紀以降の「武士」と区別して把握した。 では、建令的武芸練達官人(しばしば家業化史』07巻 二〇〇一年)では、律令的武芸練達官人(しばしば家業化史』07巻 二〇〇一年)では、律令的武芸練達官人(しばしば家業化史』07巻 二〇〇一年)では、律令的武芸練達官人(しばしば家業化した、一〇世紀以降の「武士」と区別して把握した。

(4) 蔵人が錦袋入り威儀物甲冑を求めて捜した春興・安福両殿にあって近衛府が挂甲を着用することはなくなっていたのである。 で近衛府が挂甲を着用することはなくなっていたのである。 で近衛府が挂甲を着用甲冑一領だけだった。光孝即位式の例からいえば、 たのは、春風着用甲冑一領だけだった。光孝即位式の例からいえば、 たのは、春風着用甲冑一領だけだった。光孝即位式の例からいえば、 で近衛府が挂甲を着用することはなくなっていたのである。

田』)。 http://akitajinja33.hp.infoseek.co.jp/page2.htm 秋田神社ネットワーク「建築儀礼」(ホームページ『鎮守の杜 秋